

# 野菜の安定供給を目指して<sup>1</sup>

---

「+one クラブ」による新たな需給調整

千葉大学 倉阪秀史研究会 農業分科会

小川瑞季 鈴木健之 舘田亮平 橋野達典

2010年12月

---

<sup>1</sup>本稿は、2010年12月11日、12日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2010」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、倉阪教授（千葉大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

# 野菜の安定供給を目指して

---

「+one クラブ」による新たな需給調整

2010年12月

## 要約

---

近年、食料自給率の低下や食品偽装問題など、日本の「食」をめぐる問題は様々な形で顕在化しているが、なかでもとりわけ我々に密接にかかわってくる問題が、野菜の安定供給・価格安定の問題である。特に、野菜の安定供給において問題とされていることに、産地廃棄（圃場廃棄）という安定供給のための手法が挙げられる。獲れすぎた食用可能な野菜をそのまま捨ててしまう産地廃棄は、我々消費者からすると、考えられないことであり、我々も当初はこのもったいない産地廃棄をなくすことができないだろうかという視点で研究を始めた。

ところが、現行の制度や先行研究などで調査を進めていくにつれて、産地廃棄には止むを得ない事情があることが明らかとなった。産地廃棄を行うことが生産者にとっては費用的にも負担的にも最も合理的であること、有効利用や無償配布などにも費用が発生し、その費用を負担するのが生産者であることなど、産地廃棄以外の方法には様々な問題点があり、現在に至るまで産地廃棄に代わる有効な政策が存在しないのはそういった事情があるからである。

しかし、産地廃棄がもったいないということには変わりなく、また、孀恋村のキャベツ農家である佐藤氏に対するヒアリングからもわかるように、生産者も自分が愛情込めて育てた野菜を潰すのは非常に心苦しいことなのである。そこで我々は、産地廃棄が生じることは仕方ないこととした上で、少しでも産地廃棄を減らすためには何ができるのかという視点で研究をしていくこととなった。

まず、現在行われている政策に関して問題点を明確にするために、全農千葉県本部、全農長崎県本部、ジャスコ津田沼店等にヒアリングを行った。これらのヒアリングから、産地廃棄の際に交付される補助金の有効性が薄いことや、産地廃棄される野菜の有効利用にも限界があること、規格外野菜の販売にもさまざまな問題があることなどが明らかになった。

先行研究や様々な資料、ヒアリングの結果を分析していくにつれて、我々は現在の政策には、「現在の政策は産地廃棄を減らす効果が小さい」、「政策に消費者が巻き込まれていない」、「価格高騰時と価格低落時それぞれ別々の政策が行われている」という3つの問題点があるのではないかと考えた。

そういった問題点を解決するために我々が考え出したのが会員制を用いた宅配サービス「+one クラブ」である。この政策は現在宅配サービスを行っている団体を主体とし、通常時に行われているサービスに付随する形をとる。

価格低落時には、産地廃棄の対象となる野菜が通常送られてくる野菜と一緒に無料で送られてくる。これは会員にとっては産地廃棄の対象となった野菜が半強制的に送られてくると

いうデメリットとなるが、直接的に需要を増加させることで、より確実に産地廃棄を減らし、また、消費者を政策に巻き込むことができる。

価格低落時にデメリットが生じる代わりに、価格高騰時には、会員は価格の高騰した野菜を通常時と同じ値段で購入することができるというメリットが与えられる。これにより価格低落時と価格高騰時をリンクさせて考えることができる。

価格低落時には、産地廃棄される野菜を産地から運んでくる運送費や、ダンボール代などの包装費、また包装等のための人件費が、価格高騰時には高騰したときの価格と通常時の価格の差を埋める費用がそれぞれ追加的に発生する。これらの費用は、会費を徴収しそれを積み立てておくことで対応しようと考えている。また、積立金に対しては年度をまたぐ際に課税の対象となってしまうため、非課税措置を行い、これを受けるためにもいくつかの条件を満たして国の認定を受けることを必要とするつもりである。こういったことが現実に可能かどうかについては、3つの試算を通じて論証していく。

## 目次

はじめに

### 第 1 章 現状・問題意識

- 第1節 近年の野菜供給の現状
- 第2節 産地廃棄
- 第3節 産地廃棄における価値観の差異
- 第4節 総括・問題提起

### 第 2 章 分析Ⅰ－現行制度検証

- 第1節 現行の制度・政策
- 第2節 議論の推移

### 第 3 章 分析Ⅱ－ヒアリング調査

- 第1節 ヒアリング調査に当たって
- 第2節 ヒアリング(1)－全農長崎県本部 園芸部 特産課 井上氏
- 第3節 ヒアリング(2)－全農千葉県本部 園芸部 園芸推進課 堤氏
- 第4節 ヒアリング(3)－孺恋村キャベツ生産農家 佐藤氏
- 第5節 ヒアリング(4)－ジャスコ津田沼店 農産委任 石田氏
- 第6節 ヒアリング(5)－株式会社らでいっしゅぼーや 経営企画部 広報担当 益氏

### 第 4 章 分析Ⅲ－ヒアリング結果のまとめと総括

- 第1節 価格低落時
- 第2節 価格高騰時
- 第3節 現行政策の問題点

### 第 5 章 政策提言

- 第1節 政策提言の方向性
- 第2節 会員制宅配サービスの提案
- 第3節 既存の宅配サービス検証
- 第4節 会員制宅配サービス「+one クラブ」の特徴
- 第5節 試算(1)
- 第6節 政策の実証性検討
- 第7節 試算(2)
- 第8節 まとめと課題

### 先行論文・参考文献・データ出典

# はじめに

## 日本の「食」事情

近年、日本の「食」をめぐる問題は様々な形で発生している。例えば食料自給率の低下、食品偽装問題など、「食」にまつわる多くの問題を抱える日本だが、そのなかでもとりわけ我々に密接にかかわってくる問題がある。それが、野菜の安定供給・価格安定の問題である。特に、野菜の安定供給において問題とされていることに、産地廃棄(圃場廃棄)という安定供給のための手法が挙げられる。獲れすぎた食用可能な野菜をそのまま捨ててしまう産地廃棄は、我々消費者からすると、驚くべきことである。しかし、現状としては、この産地廃棄は、野菜の獲れすぎた(供給過剰)状態が発生するたびに行われている、いわば当たり前の手法なのだ。

## 日本人の野菜消費

古くから、日本の「食」を支えてきた極めて重要な食糧のひとつに、野菜が挙げられるだろう。江戸時代の農政家二宮尊徳は、『二宮翁夜話』において「農は万業の大本なり」と述べている。この言葉からも分かるように、日本人の「食」を考える上で、野菜そして農業とは非常に重要な構成要素である。

国連食糧農業機関(FAO)の統計によると、我々日本人は1人1日当たり約285g<sup>1</sup>の野菜を消費している。これを1年間で考えると、我々は1年で約100キログラムの野菜を消費していることになる。この数字からも分かるように、今日でも我々日本人の野菜に対する依存度は非常に高く、その重要性を窺い知ることができる。そしてまた、この野菜を日々生産している農業という産業も、日本の「食」を考える上で重要な存在である。

## 近年の野菜需要

しかし、近年日本人の野菜消費量は減少傾向にある。これは、日本人の食生活の変化が大きな要因であると考えられ、特に、20代など若年層の野菜離れが顕著になっている。厚生労働省により策定された「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)<sup>2</sup>」において、成人の1日の野菜の摂取目標量は350グラムと設定されたが、現在の日本人の野菜消費量はこれを大きく下回っている。このように、日本人の野菜への需要は年々低下してきているのが現状である。

<sup>1</sup> 野菜等健康食生活協議会事務局：(財)食生活情報サービスセンターHP「各国1人1日あたりの野菜消費量」<http://www.v350f200.com/faq/02.html>

<sup>2</sup>健康21」HP

「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」「第三 目標等について」「別表」

「1. 栄養・食生活」より

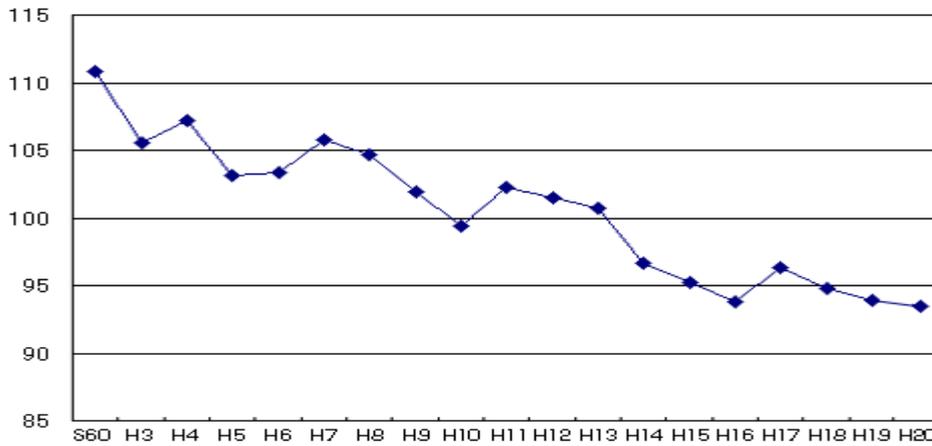
[http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/intro/index\\_menu1.html](http://www.kenkounippon21.gr.jp/kenkounippon21/about/intro/index_menu1.html)

「もったいない」をなくす

このような状況下では、食べられる野菜を捨ててしまう産地廃棄(圃場廃棄)は到底なくならず、我々は経済的な合理性ばかりに囚われて、「もったいない」という純粋な気持ちを忘れてしまいかねない。

本稿の根幹にある目的は、客観的に見て食べられるのにも関わらず、そのまま廃棄がされてしまう野菜の現状を問題とし、そのような廃棄を可能な限り削減するためには、どのような解決策が最も効果的で実現可能であるか、ということについて立証しようとするものである。

1 (野菜消費量の推移(1人1年当たり[消費量 kg/年・人])



資料：「平成 19 年度食料需給表」(農林水産省)

1野菜等健康食生活協議会事務局：(財)食生活情報サービスセンターHP  
「野菜・果物の栄養成分と消費実態」より  
[http://www.v350f200.com/kenzen/jittai\\_a.html](http://www.v350f200.com/kenzen/jittai_a.html)

# 第1章 現状・問題意識

---

## 第1節 近年の野菜供給の現状

様々な「食」の問題が叫ばれる現在、我々の食生活に欠かせない野菜はどのような状況の中、生産・消費されているのだろうか。ここでは、近年の日本における野菜の供給面の現状について、見ていきたいと思う。

### 第1項 野菜の価格高騰

天候等の影響を受けて、野菜の生産量が少なく推移し不作となると、市場における供給量が少なくなり、野菜の価格が高騰することがある。

特に今年は、春先の天候不順や夏にかけての記録的猛暑等が重なり、全体的に野菜の収穫量が少なく、野菜が思ったように獲れない不作の年であった。このため野菜価格は軒並み高騰し、我々消費者は野菜を満足に消費できないような状態が続いた。

このような価格高騰の状態がたびたび起こると、さらに野菜離れということが拡大する恐れもあり、不作による価格高騰は農業が抱える大きな問題の一つでもある。

### 第2項 野菜の価格低落

他方、天候に恵まれて野菜が獲れすぎてしまうことがあるのも事実である。そのような場合には、需要に対して供給が過剰な状態になってしまい、野菜価格は低く推移する。これは、我々消費者にとっては嬉しいことであるが、価格があまりにも低くなりすぎると、生産者にとってみれば利益がなくなってしまうかねない。そのようなことを防ぐために、現在の日本では、野菜の価格が著しく低下した時には、産地廃棄(後述)という政策が行われている。

いずれにしろ野菜がたくさん獲れるということは、一見良いことであるように思われがちだが、その結果価格が暴落してしまい大きく値崩れを起こすことから、価格高騰時と同様に問題となっている。

### 第3項 野菜の特性から見た価格変動

第1節、2節と述べてきたように、野菜はその時の豊作・不作という出来により価格が大きく変動する作物である。それは、天候の良し悪しなどといった自然の不規則性を考えれば、野菜の生産量を毎年一定にとどめることが非常に困難だからである。それ故、年や季節で供給にバラつきが出て、その時々によって野菜の価格が高騰したり下落したりすることは避け

られないのである。これは近年の温暖化による気候の変化を考えても不可避であり、むしろ気候が多様化する状況下においては、今後もますます大きな価格の変動が発生する可能性は高くなる。

また、野菜の供給に大きな差が生じるのは、野菜のある大きな特性が関係しているためである。それは、野菜は長期間に渡って保存・貯蔵できないという点である。よく野菜は「足が早い」という言葉を用いるが、これは野菜の保存が利かないという特性を端的に言い表している。工業製品などは、生産しすぎて供給が過剰になると、一旦倉庫にストックしておき、過剰な状態が緩和されると再度出荷するという調整ができる。しかし、「足が早い」野菜では、そのような長期間の保存はできず、関連製品に加工する以外では、豊作の場合に不作の時に備えて農作物を取っておくということができないのが現状である。

## 第2節 産地廃棄

### 第1項 産地廃棄とは

これまで述べてきた野菜にまつわる現状の中で、我々は豊作による価格低落時に起こる産地廃棄という手法に問題意識を持った。

そもそも産地廃棄とは、キャベツ、はくさい、だいこん、レタス、たまねぎ、にんじんという特定品目の野菜が天候等の影響を受けたために獲れ過ぎて、市場価格が平年の70%以下に低下した場合、その野菜を市場に出すとさらなる値崩れにつながってしまうことから、出荷をせずに生産者が野菜をそのまま畑でつぶして土壌に還元(廃棄)することである。これは、野菜の価格暴落を防ぐための緊急需給調整の一つの手法なのである。

しかし、端的に言えば、食べられる野菜をそのまま捨ててしまうと言うことになるため、この産地廃棄に対しては、実際に廃棄が行われるたびにメディアなどでは、もったいないのではないかと取り上げられることがしばしばある。

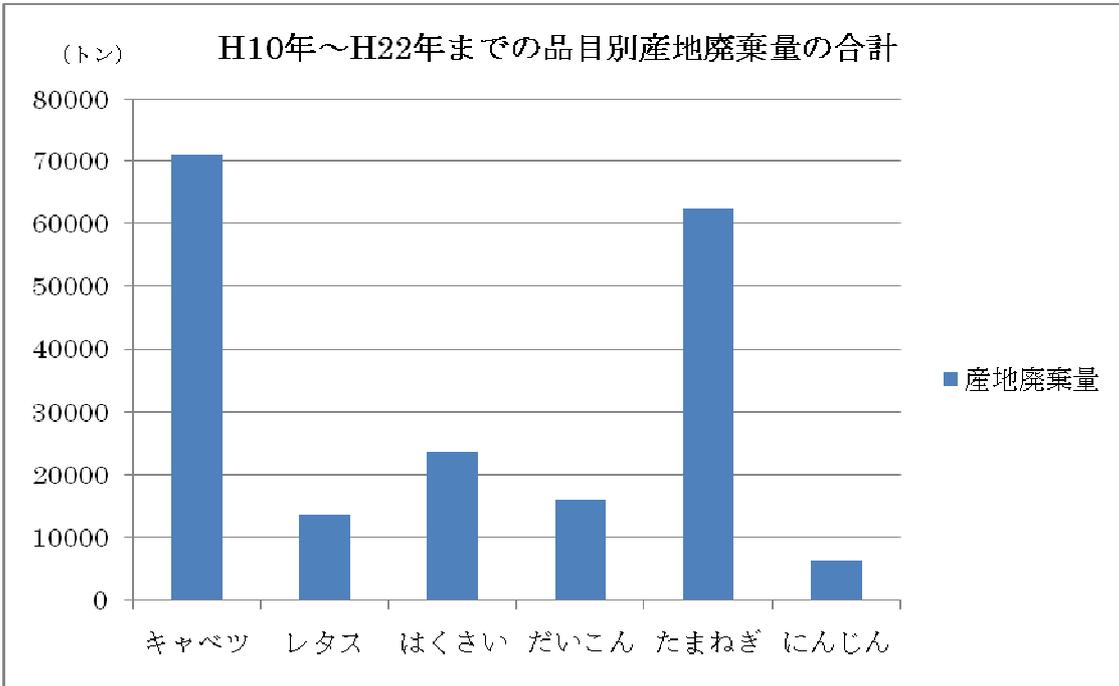
なお、現在は産地廃棄という表現ではなく、市場隔離および土壌還元と言う言葉で産地廃棄のことを表すが、この論文では、市場隔離後の土壌還元のことを産地廃棄と表現して論じていく。

### 第2項 産地廃棄の現状

では、その産地廃棄は近年ではどのくらい行われているのだろうか。(図1-1)は平成10年から平成22年7月までの間に、実際に産地廃棄が行われた野菜の合計量を表したものである。ここ約十数年のうちに、キャベツでは約7万トン、たまねぎも約6万トンもの量を廃棄していることになる。キャベツ7万トンとは個数に換算すると約4000万個、たまねぎ6万トンとは約6億個に相当する。これだけの量の野菜が、わずか十数年の間に、食べることができぬにもかかわらず、捨てられたのである。

(図 1-1)

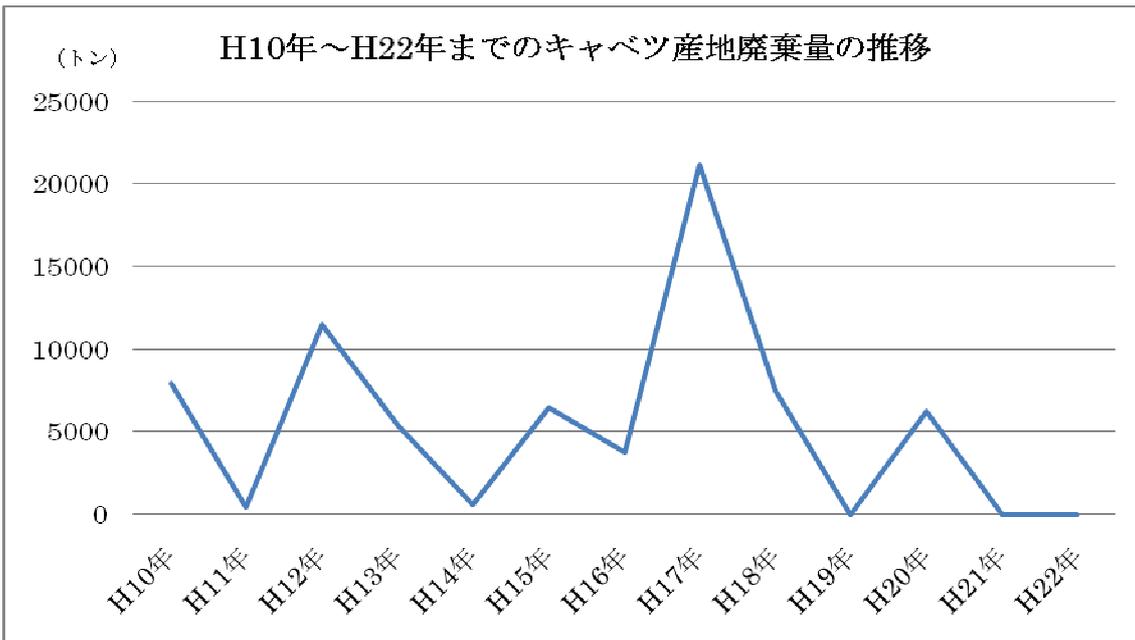
(独)農畜産業振興機構による資料をもとに作成



また、このキャベツにおける産地廃棄量の推移を表したものが、(図 1-2) である。この図を見ても分かるように、産地廃棄量は年によってバラバラである。これは、その年によって野菜の獲れ高(豊作・不作)に大きな波があるためであり、ここからも第1節で述べたような野菜の生産量の変動性を見てとることができるだろう。

(図 1-2)

(独)農畜産業振興機構による資料をもとに作成



## 第3節 産地廃棄における価値観の差異

### 第1項 消費者の主張

第1節でも述べたが、産地廃棄に対しては、メディアからは「もったいないから止めるべきである」というような否定的な意見が多く発せられている。我々消費者も、こういったメディアによる報道を受けて、産地廃棄は良くないものであり、そういった政策をとるべきではないという考えを持っていると言える。また、産地廃棄は、子供たちへの食育上にも問題があるという声が強くなる。

### 第2項 生産者の思い

しかし、その一方で産地廃棄を実際に行っている生産者はどのように感じているのだろうか。我々は、実際に群馬県吾妻郡嬭恋村でキャベツを生産している佐藤氏に産地廃棄の現状や思いというものを聞くために、ヒアリングを行った。嬭恋村は、高原キャベツの生産が盛んなことで全国的にも知られており、かつてキャベツの産地廃棄を実施した際にはテレビなどでも報道されている産地である。そこで実際に生産の現場にいる佐藤氏から、産地廃棄の実情を伺った。以下がその概要である。

#### ヒアリング対象

群馬県吾妻郡嬭恋村 キャベツ生産農家 佐藤氏

#### 日時

平成 22 年 10 月 17 日

#### 方法

事前にメールにて質問項目を伝え、それに対する回答を頂く

#### 質問内容

- 問 1 生産者として野菜を廃棄する時の心情
- 問 2 産地廃棄をしないための工夫
- 問 3 産地廃棄をなくすための野菜の有効利用について
- 問 4 緊急需給調整また指定野菜価格安定制度における補助金の有効性(後述)
- 問 5 豊作・不作時における生産者の収入の変化について

ここでは、ヒアリングの中で特出すべきものについて述べていきたいと思う。

#### <問 1 生産者として野菜を廃棄する時の心情>

我々消費者からみれば、産地廃棄という方法は良くないことであり、生産者に対して「何故産地廃棄を止めないのか」という単純な批判をすることが多い。しかし、自分で手塩にかけて育てたものを捨てざるを得ない生産者の気持ちも辛いのではないかと、我々は考えていた。

これに対して、実際にキャベツを廃棄したことがある佐藤氏からも、「ロータリー(耕うん機)でキャベツを潰すことは、やはり心痛く感じた」、「春に栽培・出荷計画を立て、種をまき、発芽させ、立派な苗になったら、畑に植え、草や虫や病気から守り、種まきから約4カ月後、ようやく出荷する。その過程は、なんか子育てのような感覚を生産者は抱くと思う。個人的には、定植が小学校に上がる段階で、収穫が社会人になる段階のように感じる。そういう想いを込めて栽培・出荷するので、産地廃棄の行為自体は、本当に心痛く感じる」という悲痛な声を聞いた。やはり、自分で愛情をこめて作った野菜を、自らの手で潰すということは、我々消費者の気持ちをはるかに超えて辛いものなのだろう。だが、その一方で「経営の面から農業を見ると、産地廃棄も安定経営のための一つの手段なのかもしれない」と述べており、産地廃棄の止むを得ない実情も浮かび上がってきた。

#### <問5 豊作・不作時における生産者の収入の変化について>

豊作により供給が過剰になると、野菜の単価は低下する。第2節で述べたように、産地廃棄とは、このような野菜の値崩れを防ぐための政策である。では、実際に野菜の価格が低下すると、その分生産者の収入も減少するののかという点を伺った。

収入について佐藤氏は、豊作時は「我が家に関していえば、やはり豊作貧乏になりやすい」と話している。豊作貧乏とは、豊作であるにもかかわらず、需要に対する供給過剰による価格下落の影響で農家の収入が大幅に減少することであるが、現実の生産者も、豊作時には収入が減少しているようである。また、収入については、「収入が安定しない農家もあるが、それは価格高騰時に、栽培がうまくいかず出荷量を多く確保できなかったり、価格が一番高いサイズを多く出荷できなかったりするのが原因。つまり、栽培技術の差が、収入の差につながる」と述べている。

なお、この他の問2～問4については、第4章において分析を行う。

## 第4節 総括・問題提起

ここまでの第1章で述べてきたように、野菜の生産量にはバラつきが生じやすく、そのために価格の変動が頻繁に起こる。実際、価格の上下によって生産者の収入にも豊作・不作で偏りが出ていしまい、不安定なものである。これらを解消するために、現在は野菜価格安定制度と緊急需給調整がとられている。とりわけ豊作による価格低落時には、政策の一つとして産地廃棄という手法がある。しかし、これに対しては、消費者側からは「もったいない」、生産者側からも「自分で作った野菜を捨てるのはつらい」という意見があり、果たして現在の制度は、十分機能しているのか疑問を抱かざるを得ない。

そこで我々は、まず、現在の緊急需給調整事業の機能や効果を検証していき、このような豊作と不作のギャップを解消して、産地廃棄を減らすことができるような新たな野菜の需給調整・価格安定システムを構築したいと考えた。

## 第2章 分析 I ー 現行制度検証

---

### 第1節 現行の制度・政策<sup>1</sup>

#### 第 1 項 現行の制度・政策の枠組み

私たちは政策を思案するにあたり、今現在どのような制度・政策が実施されているのかという点から調査を始めた。

現在行われている野菜の需給調整や価格安定に関する事業の多くは独立行政法人農畜産業振興機構(以下、農畜産業振興機構と表記)が行っている。農畜産業振興機構が野菜に関して行っている事業としては、大きく分けると「野菜価格安定制度」と「野菜農業振興事業」の2つがある。さらに、野菜価格安定制度には「指定野菜価格安定対策事業」、「契約野菜安定供給事業」、「指定野菜等供給産地育成価格差補給事業」が、野菜農業振興事業には主に「重要野菜等需給調整事業」がある。

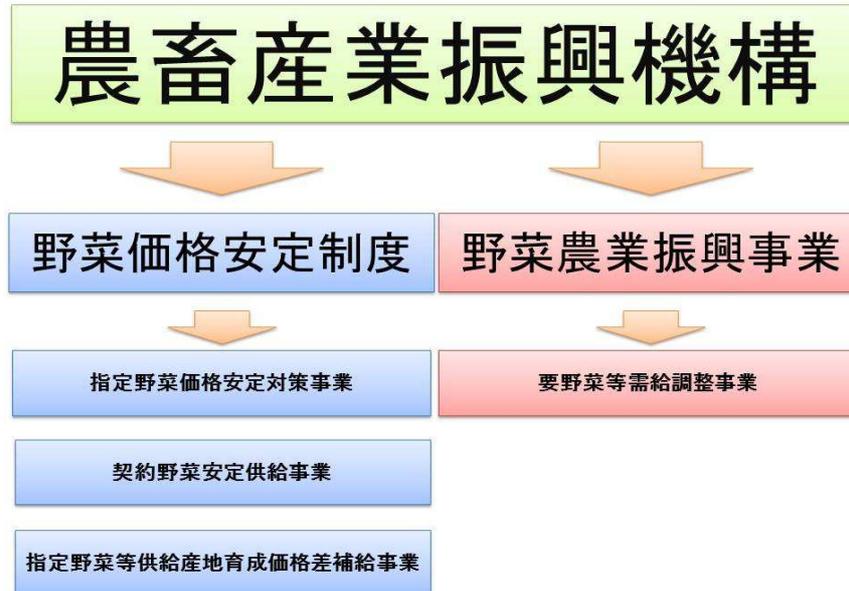
分析の第1節では、これらの様々な事業の中でも私たちの論文・政策提言に最も関係の深い「重要野菜等需給調整事業」について整理し、野菜の価格低落時、価格高騰時には現在どのような政策が行われているのかを明らかにする。

---

<sup>1</sup> 第2章の1節に関しては、

- ・ 農畜産業振興機構 HP <http://www.alic.go.jp/operation/index.html#LINK-B01>
- ・ 「野菜の緊急需給調整手法に関する検討委員会」報告書
- ・ 第1回野菜需給調整協議会資料「野菜の需給調整について」を参照に執筆。

(図 2-1 農畜産業振興機構の野菜にまつわる 2 つの業務)



(出所：筆者作成)

## 第 2 項 重要野菜等需給調整事業

重要野菜等需給調整事業とは、「特に需給の安定を図る必要のある野菜について、価格変動に対処するための緊急需給調整を実施することにより、価格の安定を図ることを目的として実施されるもの」<sup>1</sup>である。この事業の対象となっている野菜は、重要野菜(キャベツ(周年)、たまねぎ(周年)、秋冬だいこん、秋冬はくさい)と調整野菜(春だいこん、夏だいこん、にんじん、春はくさい、夏はくさい、レタス)であり、その理由としては、これらの野菜が他の野菜よりも天候の影響を受けやすいことや流通量が多いこと、などといったことが挙げられる。また、この事業によって行われる対策は、価格低落時と価格高騰時でそれぞれ別々のものが行われており、それぞれの対策によって助成される交付金は国と生産者が50%ずつ拠出して造成した資金から交付されることになっている。

## 第 3 項 価格低落時の対策

野菜の価格が著しく低落した場合、主に3つの対策が行われている。

まず1つ目が出荷の後送りである。出荷の後送りは、市場価格が過去の市場価格の平均の80%以下となった時に発動する。過剰に取れてしまった野菜の出荷を抑制することで、市場に出回る野菜の量を少なくし、市場価格の値崩れを回復させようというものである。この場合、出荷の後送りによって野菜の品質が低下してしまうため、平均価格の30%をその品質低下分として助成している。

<sup>1</sup>農畜産業振興機構 HP 「重要野菜等需給調整事業」  
[http://www.alic.go.jp/v-josei/vajukyu03\\_000001.html](http://www.alic.go.jp/v-josei/vajukyu03_000001.html)

2つ目が加工用販売である。加工用販売は、市場価格が過去の市場価格の平均の70%以下となった時に発動する。こちらもお荷の後送りと同じく、市場に出回る野菜の量を抑制することで市場価格の値崩れを回復させようというもので、当初は市場に出荷する予定だったもののうち、供給過剰分を新たに加工用途に出荷させるといったものである。この対策において、生産者は種子・肥料・農薬等に要した物財費相当分の一部として、平均価格の40%から加工販売額を差し引き、それに加工販売経費を足した分が助成される。

3つ目が市場隔離である。市場隔離は、市場価格が過去の平均価格の70%以下となった時に発動する。市場隔離とは、平成19年に農林水産省主体で行われた「野菜の緊急需給調整手法に関する検討委員会」の際に新しい緊急需給調整として提案されたもので、それまでは産地廃棄として扱われていた。対策の内容としては、過剰に取れすぎてしまった野菜の出荷を抑制するため、圃場を特定して一定期間出荷を停止し、加工、飼料化等の有効利用用途への販売等に努め、それでもなお過剰野菜が残る場合には土壌還元を実施するというものである。市場隔離が行われた場合、生産者は種子・肥料・農薬等に要した物財費相当分の一部として平均価格の40%が助成され、市場隔離後に有効利用あるいは土壌還元した場合には平均価格の40%が、価格回復後に出荷をした場合には平均価格の30%が助成される。

#### 第4項 価格高騰時の対策

野菜の価格が著しく高騰した場合、主に4つの対策が行われている。

まず1つ目が供給の安定に向けた要請等である。これは、生産出荷団体や食品流通関係団体に対し、出荷の促進や安定供給等を要請するといったものである。

2つ目が出荷の前倒しである。出荷の前倒しは、市場価格が過去の市場価格の平均の150%以上となった時に発動する。これは、価格が低落したときとは反対に、著しく不作であった野菜の出荷を促進することで、市場に出回る野菜の量を多くし、市場価格の高騰を回復させようというものである。対象野菜は重要野菜に限定されており、出荷量を増加させた生産者に対しては、早取りによる損失分として平均価格の30%が助成される。

3つ目は軟弱野菜の生育出荷の促進である。これは、ほうれんそうやこまつななどといった軟弱野菜に対して、ビニールの被覆等により通常よりも高めの温度管理を行うことで生育を促進させ、市場に出回る野菜の量を増加させようというものである。出荷量を増加させた生産者は、係り増し経費の一部として生産出荷奨励金(出荷増加量×助成単価)を受けることができる。

4つ目は並級野菜の出荷促進である。並級野菜とは、曲がったきゅうりや二股のにんじんなど、通常は出荷されない野菜のことである。こういった野菜を出荷することで市場に出回る野菜の量を増やし、市場価格の高騰を回復させるのがこの対策の目的である。併給野菜を出荷した生産者に対しては、販売価格が過去の平均価格を下回った場合に、包装代、運賃相当の一部として、過去の平均価格と販売価格の差額を最大15円まで助成される。

#### 第5項 産地廃棄を減らすためのその他の政策

平成19年に農林水産省主体で行われた「野菜の緊急需給調整手法に関する検討委員会」の際には、上述した産地廃棄の制度の改善だけではなく、圃場廃棄を減らす手法の見直しの方向も定められた。

圃場廃棄を減らす手法の見直し方向	内 容
過剰になった野菜の引き取り先の掘り起し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過剰になった野菜を有効利用できる食品企業、小売業者、外食産業等の取引先をあらかじめ募集しておく</li> <li>・ 市場隔離を実施する産地の連絡先を公表</li> <li>・ 取引先と野菜産地との間で、引き渡す野菜の数量や条件等についてあらかじめ協議できるようにし、過剰が現実となった場合に、直ちに引き渡しが行える体制の整備を推進</li> </ul>
過剰になった野菜を有効利用している事例の調査、紹介、顕彰	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種のイベント等、地域や団体を挙げた取り組みも有効であるため、効果を上げている地域、団体等の取り組みを調査し、優良事例を広く紹介する</li> <li>・ 社員食堂での追加的に地場野菜の消費等を行っている企業があれば、企業の社会的貢献等の観点から顕彰する</li> </ul>
飼料用途等の開発・研究の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畜産分野において過剰野菜などの有効利用を図るために、サイレージ調整技術など飼料化に向けた技術開発を行う必要がある</li> <li>・ このため、関係機関が連携して、硝酸態窒素の低減化技術やサイレージ調製技術、家畜への給与技術などの飼料利用技術の開発を開始</li> </ul>
野菜が豊作になりそうなどときからの広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野菜が豊作になりそうなことが判明した時点で、国及び生産者団体は、広く国民に対し、消費が伸びなければ緊急需給調整が必要となる可能性を含め、野菜の需給事情を広報し、野菜の消費拡大に努めるべきである</li> <li>・ 過剰を解消するためには1人あたりどのくらい消費する必要があるかといったような具体的な説明を行うのが望ましい</li> <li>・ 消費拡大対策を検討する場として、生産者、消費差、流通業者等が協議する場を設置してみてはどうか</li> </ul>
計画的な作付けの推進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画的な作付けに関しては当検討委員会以前から行われていたが、ガイドラインの精度の向上や、ガイドラインに沿った作付けが行われるような体制の整備・強化について検討を行うべきである</li> </ul>
緊急需給調整の必要性、全体像についての広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 圃場廃棄は緊急需給調整の一環であるということを国民に十分理解してもらうために、野菜の特性や緊急需給調整の目的・全体像についても国民にわかりやすい広報をおこなうべきである</li> <li>・ 緊急需給調整発動に際し、国、生産者団体、野菜産地は、国民に対し消費拡大のお願いとともに、緊急需給調整が必要になった事情等について積極的に情報提供を行うべきである</li> <li>・ 計画的な作付けの実施状況並びに緊急需給調整の実施状況及び効果について、事後的に検証を行い、公表すべきである</li> </ul>

## 第2節 議論の推移

### 第1項 先行研究の調査

文献やネットによる調査を経て、私たちは現在どのような政策が行われているかを整理した。そこで、現在の政策において問題点の1つとも考えられる補助金に関して、私たちは、先行研究として三田保正氏の『市町村段階の野菜価格安定制度の特徴と課題—北海道における事例を中心として—(1987)』<sup>1</sup>という論文を参照した。

この論文においては、国・都道府県段階ではなく、市町村段階の野菜価格安定制度のメリット、デメリット等を北海道における事例を中心としてふれながら、理想的な市町村段階の野菜価格安定制度について言及がなされている。さらに三田氏は、資金造成の負担方式としては、財源確保の点からも責任分担上からも、自治体と農協と生産者の3者による分担が最も望ましいこと、生産者積立金の徴収は出荷1ケース当たりの方が合理的であること、近年は国・都道府県段階ではなく、市町村段階の野菜価格安定制度が増えてきており、後者であれば国や都道府県段階の対象から外れた地域や農家を救済できること、などについて主張している。

この論文においては生産者に対する補助金に関する問題点や課題を、野菜価格安定制度の面からアプローチしている。それに対して私たちは、生産者に対する補助金に関する問題点や課題を、野菜農業振興事業、特に重要野菜等需給調整事業の面からアプローチしている。

### 第2項 「野菜の緊急需給調整手法に関する検討委員会」<sup>2</sup>

2007年、国は、消費者の産地廃棄に対する「もったいない」といった批判を受けて、野菜の産地廃棄に代わるアイデアを公募し、寄せられた意見やアイデアをもとに、産地廃棄に代わる新たな政策の立案を試みた。それが、平成19年2月から、計3回行われた「野菜の緊急需給調整手法に関する検討委員会」である。当検討委員会およびこれに関する資料は私たちの論文のテーマと内容が非常に合致しており、研究を進めていく上で1つの先行研究的な位置づけになっている。

この公募に対して消費者側から送られてきた意見は、やはり「もったいない」といったものが非常に多い。私たちも当初、食べられる野菜をそのまま潰す産地廃棄は非常によくないものであり、産地廃棄はなくしていくべきだと思っていた。

しかし、私たちは調査を行っていくにつれて、そういった意見が生産者の実情を深く考慮していないということを痛感した。

まず第1に、産地廃棄を行って最も辛いのは生産者自身なのである。「せっかく作った野菜を潰すのはもったいない」などということは、自分で手間暇かけて作った分、生産者の方が強く感じているであろうし、そのことに関しては第1章の3節の2項にあった佐藤氏に対するヒアリングからも明らかである。また、生産者は国の提示するガイドラインや生産計画を用

<sup>1</sup> 三田保正「市町村段階の野菜価格安定制度の特徴と課題」『酪農学園大学紀要. 人文・社会科学編』 12(1), 235-256, 1987年

<sup>2</sup> 第2項に関しては、  
 ・「野菜の緊急需給調整手法に関する検討委員会」報告書  
 ・第1回「野菜の緊急需給調整手法に関する検討委員会」資料6「野菜の産地廃棄に代わるアイデアの公募について」  
 ・第2回「野菜の緊急需給調整手法に関する検討委員会」資料7「応募のあった意見、アイデアの概要」を参照に執筆

いながら生産しており、なるべく野菜の供給が一定に保たれるように努力しているのである。しかし、こちらでも第1章でも触れたように、野菜は天候の影響を受けやすく、天候次第では野菜の取れ高にバラつきが出てしまうのである、

さらに、野菜が過剰に取れてしまった際に、産地廃棄は生産者にとって最も合理的な対策であるのである。「産地廃棄をするのではなく、他のことに有効利用するべきではないか」ということを考える人は多いのではないだろうか。農林水産省の公募においても、そういった意見を寄せた消費者の方がいた。しかし、例えば無償で配布するにしても、それには野菜を収穫する手間や、運送、包装といった費用が伴う。そういった費用は誰が拠出するのか。生産者は野菜の価格が低落し、ただでさえ金銭的余裕の少ない状態なのである。生産者が費用を出してまで配布するというのは理不尽といえるであろう。また、新しく取引先を探すにしても、そこがいつも使っている野菜の消費と入れ替わるだけでは結局需要の拡大にはつながらない。さらに、野菜は日持ちしないという特徴があるため、長期間の貯蔵はできない。こういった現状を鑑みれば、生産者にとっては産地廃棄という手段が最も費用のかからない、かつ簡単であり、潰した野菜は翌年の肥料となる、合理的な政策なのである。

このように、いくら消費者が「もったいない」「産地廃棄はやめるべきだ」と批判しても、生産者の実情を考慮すると、産地廃棄はある程度仕方のないものであるということが言えるのではないだろうか。結局、この公募を行っても現在まで産地廃棄に代わる有効な政策は無いに等しく、また、この公募を通して国は野菜が過剰に取れそうなときは需要拡大のために広報活動を行うという決定をしたが、この政策が本当に意味を成しているのかは把握することが困難である。

とはいえ、食べられる野菜を潰すというのがもったいないことであるということに変わりはなく、また、生産者にとっても自分が手間暇かけて作った野菜を潰すのは心苦しいことであるということにも何ら変わりはない。そこで私たちは、産地廃棄が行われるのは仕方がないことであるとした上で、できるだけ産地廃棄される野菜の量を減らすためには何ができるかということを考えていくこととなった。

### 第3項 その他の分野の需給調整

私たちは自分たちの政策を考えるに当たり、まず他の分野においてはどのような需給調整のシステムが確立されているのかを調査した。以下の表がその例の一部となっている。

<他分野での需給調整の仕組み・事例>

<p>米<sup>1</sup></p>	<p><u>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成 16 年)</u>                  第 4 条 農林水産大臣は、米穀の需給及び価格の安定を図るため、政令で定めるところにより、毎年、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。                  2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。                  1 米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針                  2 米穀の需給の見通しに関する事項  <b>【国による一律的な生産調整】</b></p> <p style="text-align: center;">                  新たな需給調整システムへ移行             </p> <p><u>米政策改革推進対策</u>                  米の需給調整について、水田における品目横断的経営安定対策の導入とも併せ、平成 19 年産から農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行することとする。この新たな需給調整システムについては、上記の見直しを行った米政策改革推進のための対策等を活用しつつ、農業者・農業者団体が国・都道府県等から提供される需給に関する情報や市場のシグナルを基に、自らの販売戦略に即して、生産を実行していくシステムとする。  <b>【農業者・農業者団体が主体的に需給調整を行う】</b>                  ○新需給調整システム定着交付金</p>
<p>ミカン<sup>2</sup></p>	<p><u>平成 21 年 11 月</u>                  温州ミカンの卸売価格の低落に対処するため、全国果実生産出荷安定協議会が行う緊急需給調整特別対策事業の発動。                  糖度が低いなど低品位で 2L 以上あるいは 2S 以下の生食用果実を、出荷計画数量の 20%にあたる約 1 万トンについて果汁原料用に仕向ける。</p>
<p>電力<sup>3</sup></p>	<p><u>東京電力が 2007 年 8 月に実施</u>                  電力不足に備え、契約先と「随意調整契約」を結んでいる。この契約を結ぶことで企業側は電気料金の割引を受けられ、一方で東京電力は電力不足の際に電力供給の制限要請を契約企業に対して発動できる。  <b>【企業などにおける節電対策がメイン】</b></p> <p style="text-align: center;">                  基本的に超過需要のため             </p>

<sup>1</sup>農林水産省 「平成 19 年度からの新たな需給調整システムについて」  
[http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/santi/pdf/h180901\\_zyukvu.pdf](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/santi/pdf/h180901_zyukvu.pdf)

<sup>2</sup>全国農業新聞 2009 年 11 月 27 日

「温州ミカン需給調整始まる」 <http://www.nca.or.jp/shinbun/about.php?aid=1257>

<sup>3</sup> PC online 2007 年 8 月 23 日

「東電の電力需給調整、PC 生産ラインに影響なし」  
<http://pc.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20070823/280082/>

## 第3章 分析Ⅱ－ヒアリング調査

---

### 第1節 ヒアリング調査に当たって

#### 第1項 調査目的

第2章で国の需給調整制度として、価格の低落時と高騰時にそれぞれ対策が行われていることを述べた。我々はそれらの対策に問題はないのかと考え、以下に挙げるような疑問点を抱いた。そこで、第3章では実際に関係者団体に対してヒアリング調査を行い、検証していくこととする。

#### 第2項 検証事項の抽出

現行制度の検証を受けて、我々は現行の緊急需給調整の制度における疑問点を価格低落時、価格高騰時に分けて以下のように挙げた。

##### 価格低落時

- ・産地廃棄ではなく有効利用することは難しいのか
- ・有効利用の際にかかる費用はどう拠出したのか
- ・市場隔離等が実施された場合に交付される補助金は、生産者の損失分を十分に補填しているのか

##### 価格高騰時

- ・規格外野菜の販売は本当に有効な手段なのか

#### 第3項 ヒアリング対象の設定

第2項での疑問点を解消するために、我々は現行制度や政策に関与する以下の5つの団体に対してヒアリングを行った。

- (1) 全農長崎県本部 園芸部 特産課 井上氏
  - (2) 全農千葉県本部 園芸部園芸推進課 堤氏
  - (3) 婦恋村キャベツ生産農家 佐藤氏
  - (4) ジャスコ津田沼店 農産委任 石田氏
  - (5) 株式会社らでいっしゅぼーや 経営企画部 広報担当 益氏
- ・価格低落時の対策について→(1), (2), (3)
  - ・価格高騰時の対策について→(4), (5)

## 第2節 ヒアリング(1)－全農長崎県本部 園芸部 特産課 井上氏

### 第1項 調査目的

我々が数ある調査対象の中から、その中の一つとして全農長崎県本部を選んだ理由は、2点ある。一点目は緊急需給調整として市場隔離された大根 280 トン全てを有効利用したという事例を第4回野菜需給協議会の『19年度の緊急需給調整の実施状況について』という資料から見つけたことである。二点目は有効利用の際に交付された補助金についての有効性を確かめなかったからである。

### 第2項 調査概要

実施日時：2010年 6月22日  
実施方法：メールによる返答

### 第3項 質問内容

問1 有効利用としての配布、堆肥化を行っているが、それ以外の方法は行ったか。また、なぜ堆肥化を選んだのか。  
問2 有効利用の際に発生する費用はどこから拠出したのか。また、具体的にどういった場面で費用が発生したのか。  
問3 これらの有効利用を行った際に何か問題点はあったか。  
問4 市場隔離が行われた場合に生産者に交付される補助金（交付金）は、生産者の損失分を十分に補填しているか。

### 第4項 調査結果と分析

<問1 有効利用としての配布、堆肥化を行っているが、それ以外の方法は行ったか。また、なぜ堆肥化を選んだのか。>

有効利用の手段としてこの他に「引取先の掘り起こし等」「新規用途の開発・研究推進」などがあるが、数ある手段の中から配布、堆肥化を選んだのには何か理由があるのではないかと推測し、井上氏に伺ったところ「その他の有効利用は行っていない。緊急的に実施するため検討する時間がないこと。また、施設等への提供は既にそこに供給している業者もいるわけで、その方にとって是不利益となる」「また、ダイコンは水分が多いので後作のからみで産地廃棄(圃場廃棄)はできなかった」といった意見をj得ることができた。このことから、有効利用は難しいことが分かった。

<問2 有効利用の際に発生する費用はどこから拠出したのか。また、具体的にどういった場面で費用が発生したのか。>

生産に関わる重要な問題として費用の問題がある。有効利用の際には、運送費など様々な費用がかかると予想したが、それらは誰が負担するのか、国か生産者か。井上氏の回答から「通常の市場出荷と同じで、生産者への代金精算の中で控除されている。出荷資材代、選果

代、運賃など。」「施設への配布は無償で、堆肥用は逆に支払いをしないといけないので生産者負担となる。」ことが判明した。よって費用は生産者負担となっていることが分かった。

<問3 これらの有効利用を行った際に何か問題点はあったか。>

この質問に対して井上氏からは「有効利用するにもそれを受ける業者が限られている。」  
「有効利用分には国より補助金がでるが、さきほど述べたように費用が発生するのでタダ同然となる。また通常市場出荷には安くなると安定事業により補填があるが、有効利用分は対象外となりもらえない。」といった回答を得ることができた。このことから、有効利用できる数にも限度があること、有効利用の際に交付される補助金は有効性が薄いことが分かった。

<問4 市場隔離が行われた場合に生産者に交付される補助金（交付金）は、生産者の損失分を十分に補填しているか。>

補助金交付の制度はあっても、それで十分に補填されていなければ、補助金としての機能を果たしたことはない。井上氏によると「行なわれた数量だけ見ると補填はされていない。」ということだった。このことから、国が交付する補助金は生産者の損失を十分に補填していないことが分かった。

## 第3節 ヒアリング(2)ー全農千葉県本部 園芸部 園芸推進課 堤氏

### 第1項 調査目的

ヒアリングの対象として全農千葉県本部を選んだ理由は、千葉県が野菜の生産量が全国的に盛んであり、他県と比べて高く、全農長崎県本部に対しても行ったような有効利用の際に交付される補助金の有効性について質問することで、より有益な回答を得られると考えたからである。

### 第2項 調査概要

実施場所：千葉県農業会館  
実施日時：2010年 10月18日 14時～15時  
実施方法：訪問によるインタビュー

### 第3項 質問内容

問1 今年、千葉県で産地廃棄が行われたか。  
問2 野菜の価格（高騰時・低落時・通常時）どのような場合に、生産者の手取りが良くなるのか。

問3 市場隔離が行われた場合に生産者に交付される補助金（交付金）は、生産者の損失分を十分に補填しているか。

#### 第4項 調査結果と分析

＜問1 今年、千葉県で産地廃棄が行われたか。＞

「今までに何回か行ったことがあり、最近では平成18年に大根で行った。また有効利用を行う場合、国から補助金は出るが輸送コストなどは生産者とJAが負担することになるため、生産者の手取りは減ってしまう。」ということであった。このことから、全農長崎県本部の回答でも挙げられたように、有効利用は難しいことが分かる。

＜問2 野菜の価格（高騰時・低落時・通常時）どのような場合に、生産者の手取りが良くなるのか。＞

野菜の価格高騰時は、野菜の生産量は減るが一個当たりの値段が高くなり、反対に野菜の価格低落時は、野菜の生産量は増えるが一個当たりの値段は安くなる。では生産者の手取りはどのような時が一番良いのだろうか。

堤氏によると、「生産者の手取りが良いのは通常時である。生産者の収入は市場の価格帯に影響を受けるもので、価格帯が高いと出荷量は少なくても高い収入を得ることができるが、価格帯が低いと出荷量が多いから労力がかかり、労力にはお金が出ないので生産者は嬉しくない。」ということである。このことから、農家の収入は価格が安定している時が一番いいことが分かった。

＜問3 市場隔離が行われた場合に生産者に交付される補助金（交付金）は、生産者の損失分を十分に補填しているか。＞

全農長崎県本部のヒアリング結果から、市場隔離の際に生産者に交付される補助金が生産者の損失分を十分に補填できていないことが分かったため、その信憑性を確かめるために全農千葉県本部にも質問したところ、「平成18年に千葉県で産地廃棄が起こり、その際に補助金が交付されたが、労力には反映されていない。」ということだった。このことから、国が交付する補助金は生産者の損失を十分に補填できていないことが分かった。

## 第4節 ヒアリング(3)－孺恋村キャベツ生産農家 佐藤氏

### 第1項 調査目的

第1章でも述べたように、孺恋村でキャベツ農家を営む佐藤氏にヒアリング調査を実施した。それは、上記2団体に対して行った補助金の有効性についての質問を、実際の生産者の方からの意見も聞きたいと考えたからである。

### 第2項 調査概要

## 第1章参照

## 第3項 質問内容

問1と問5については第1章にて述べているので、ここでは主に問2~4について検討していきたいと思う。

- 問2 産地廃棄をしないための工夫  
 問3 産地廃棄をなくすための野菜の有効利用について  
 問4 緊急需給調整また指定野菜価格安定制度における補助金の有効性  
 ＊問1, 5については第1章参照

## 第4項 調査結果と分析

## &lt;問2 産地廃棄をしないための工夫&gt;

第1章の佐藤氏の発言にもあるように、産地廃棄は生産者にとって心苦しいものである。天候に大きく左右される農業において困難なことではあるが、産地廃棄を出さないために生産者もいくらか努力する必要がある。佐藤氏も産地廃棄をしないための工夫として「生産者と農協による栽培・出荷・販売の計画と実行に尽きる」と述べていることから、産地廃棄を減らすためには生産者側の事前の努力も必要であると言える。

## &lt;問3 産地廃棄をなくすための野菜の有効利用について&gt;

これまで有効利用の際に行う方策として、堆肥化や配布があると述べてきたが、佐藤氏から「輸出は、『産地廃棄をなくすため』ではないが、間接的に有効な手段になっていると思う」、「主に台湾の主力産地でキャベツが不作になった時、JA 孺恋村は台湾への輸出をすることがある。」という回答を得られたことから、輸出も有効利用の一手段となり得るといえることが分かった。

## &lt;問4 緊急需給調整また指定野菜価格安定制度における補助金の有効性&gt;

佐藤氏の回答から、JA 孺恋村では補助金の制度として①価格安定事業、②需給調整特別事業、③孺恋村野菜生産安定基金の3つがあることが分かった。この中で産地廃棄の時に適用されるのが②であり、佐藤氏から「キャベツをつぶした場合1ケースあたり320円が交付される。しかし、この価格は当然再生産価格を下回っており（個人的な計算だと、1ケースあたり600~700円の手取りで再生産できる）、本来なら値がつかないようなキャベツに対して、『卸売市場では、集荷拒否の禁止』という原則のもと、1円でもいいから値がつく。でも、さすがに1円では再生産どころではないので、補助金によって320円は確保される。」と伺うことができた。ここで孺恋村では独自の制度として、生産者と一部農協の積立金から成る③がある。③があるのも、①②だけでは十分な損失の補填が行われないことが原因であると言える。

## 第5節 ヒアリング(4)ージャスコ津田沼店 農産委任 石田氏

### 第1項 調査目的

第1章でも述べたように、今年の春、天候不順や気温の影響により野菜の価格が全体的に高騰した。それを受けてジャスコ津田沼店では、価格高騰時に行われる対策の一つである「規格外野菜の販売」を行っていたため、その時の話を聞きたいと考えヒアリング調査を行うことにした。

### 第2項 調査概要

実施場所：ジャスコ津田沼店

実施日時：2010年 7月13日 13時～14時

実施方法：訪問によるインタビュー

### 第3項 質問内容

問1 規格外野菜を販売した時に、何か問題点はあったか。  
問2 規格外野菜の値段設定はどのように行うのか。また、その値段で規格外野菜を販売することで、正規品の売り上げ等に影響は出ないのか。  
問3 野菜が豊作すぎて価格が低くなった場合、国としては消費者に対して消費拡大を促す宣伝を行い、消費需要を増加させるという対応を行うことになっているが、価格が低くなった場合はそういった対応を行っているか。

### 第4項 調査結果と分析

<問1 規格外野菜を販売した時に、何か問題点はあったか。>

規格外野菜とは、例えば足が二股の大根のように、見た目が悪いなどの理由から通常時は販売されない商品のことである。我々は、そのような商品を販売することにより、何か問題は生じないのかと考えた。石田氏によると「正規品と規格外品を区別するため、特別な包装が必要だった。そのことで売り場が混乱した。」「中身が見た目からは判断できない。見た目が良くても中身がダメなことがありクレームがきた。」ということだった。このことから、規格外野菜の販売は実際に売り場で売ることを考えると、小売店としては難しいということが分かった。

<問2 規格外野菜の値段設定はどのように行うのか。また、その値段で規格外野菜を販売することで、正規品の売り上げ等に影響は出ないのか。>

石田氏は「規格外品を販売したことで、正規品の売り上げが3～5割減った。」「規格外品が注目されて市場の相場が上がったが、正規品より高く売るわけにはいけないので、利益は度外視し、正規品の半値くらいで販売した。」と述べていた。このことから、規格外野菜の販売は正規品にも影響を及ぼしうることが分かった。

＜問3 野菜が豊作すぎて価格が低くなった場合、国としては消費者に対して消費拡大を促す宣伝を行い、消費需要を増加させるという対応を行うことになっているが、価格が低くなった場合はそういった対応を行っているか。＞

第2章で国が行っている現行制度について述べたように、価格低落時には消費拡大の宣伝を行うことになっている。しかし実際に普段の生活を送っている上で、そのような宣伝を耳にした覚えがなかったように感じられたため、我々の一番身近な存在であるスーパーでは、価格低落時の対策として宣伝を行っているのかと疑問に思い尋ねた。これに対して石田氏は「広告などは行わなかった。正直宣伝をしてもあまり効果がないように思われ、やはりいくら宣伝しても需要に限りがある。」「広告は行わないが、バラ売りからまとめ売りに変化させたりはする。」と述べた。このことから、国の政策が消費の現場にはあまり反映されていないのではないかという見解に至った。

## 第6節 ヒアリング(5)－株式会社らでいっしゅばーや 経営企画部 広報担当 益氏

### 第1項 調査目的

野菜の宅配サービスにおいては、規格外野菜の取り扱いをどのように行っているかを調査するためにヒアリングを実施した。また、第5章で扱う、我々の考える政策における運用上・実務上の評価・指摘をもらうために行った。

### 第2項 調査概要

実施日時：2010年10月18日

実施方法：電話でのインタビュー

### 第3項 質問内容

- 問1 規格外野菜について
- 問2 我々の考えた政策について（後述）
- 問3 宅配サービスの概要について（巻末）

### 第4項 調査結果と分析

＜問1 規格外野菜について＞

益氏から規格外野菜の問題について意見を伺ったところ、規格外品にどれくらいの値段をつけるかを生産者に聞くことは失礼に感じられるとの意見を頂いた。その理由として「正規品も規格外品も生産コストは同じで、流通コストも同じである。それなのに正規品と規格外品の値段が違うのは生産者に見れば嫌なこと」ということだ。これを改善していくた

めには、「規格外も、例えば、傷があっても味が同じなら正規品と同じ値段で買い取るといったような努力が必要。それには流通業者の意識改革が必要。」ということであった。

# 第4章 分析Ⅲ－ヒアリング結果のまとめと総括

---

## 第1節 価格低落時

### 第1項 有効利用の難しさ

ヒアリングの結果から、有効利用に関して2つの問題点が挙げられる。一点目は「手段」の問題である。長崎〈問1〉から分かるように、有効利用は緊急的に実施されるものであるため、検討する時間がないことや、既存の供給業者との兼ね合い、野菜の特性等から、手段が限られてしまうことが分かった。その一方で、嬭恋〈問3〉から有効利用の一つの手段として「輸出」の有効性が挙げられており、これに関しては検討の余地があると言える。

二点目は「費用」の問題である。長崎〈問2〉、〈問3〉、千葉〈問1〉より、有効利用の際には国から補助金が出るが、費用に関しては生産者負担となるため、タダ同然となってしまう、生産者の手取りは減ってしまうことが分かった。

以上より、有効利用は手段が限られてしまうことや、補助金の有効性が薄く、費用がかかるといった理由から有効利用は難しいということが分かった。このことから、有効利用の実施は、価格低落時の対策として十分な役割を果たしていないと言える。

### 第2項 補助金の有効性

次は、市場隔離の際に生産者に交付される補助金の有効性についてである。これは長崎〈問4〉、千葉〈問3〉、嬭恋〈問4〉から、行われた数量だけ見ると生産者の損失を十分には補填していないということが分かった。ここから、市場隔離の際に交付される補助金は生産者にとって最低限の損失を賄うためには有益であるとされているものの、それだけでは十分に補填できていないという面からみると、有効性としては低いと言える。

## 第2節 価格高騰時

### 第1項 規格外野菜の有効性

価格高騰時に行われる対策の一つとして規格外野菜の販売が挙げられるが、その有効性についてはジャスコ、らでいっしゅぼーやの回答から分かるようにいくつかの問題があげられる。正規品と規格外品を区別するのが困難であること、中身が見た目からは判断できないこと、正規品への影響など販売上の問題や、生産者の収入を考えたコストの問題である。このような点からも規格外野菜の有効性については問題があると言えるかもしれない。

以上より、価格低落時の対策には、有効利用や補助金面で問題があると考えられ、価格高騰時の対策には、規格外野菜の有効性についての問題があると考えられる。

## 第3節 現行政策の問題点

第2章の現行の制度・政策の研究や、第3章のヒアリングの結果から、第1節、第2節で述べたように、現行の緊急需給調整は価格低落時と価格高騰時ともに、様々な問題点が存在しており、十分に機能していないことが分かった。つまり、現行の緊急需給調整を改善する必要がある。そこで、現在の制度よりもより効果的な政策を実現するために、次章では現在の政策に欠けている点を洗い出し、それらを解決するためにはどのような政策にすればよいのかということを考えていく。

## 第5章 政策提言

### 第1節 政策提言の方向性

まず、第2章～第4章の分析を受けて、現在の制度には何が欠けているのかについて議論した。その結果、我々は現在の政策には以下の3点が欠けているのではないかと考えるに至った。

#### 第1項 「現在の政策は産地廃棄を減らす効果が小さい」

1つ目は、「現在の政策は産地廃棄を減らす効果が小さい」という点である。第2章でも触れたように、産地廃棄を減らすために様々な政策が行われている。しかし、産地廃棄を減らすために行われている有効利用は、費用が生産者の負担となることや、引き取り先にも限りがあることなど、有効利用によって産地廃棄を大幅に減らすことは難しいという現状が明らかとなった。また、平成19年に農林水産省主体で行われた「野菜の緊急需給調整手法に関する検討委員会」の際に国が行うことを決定した、需要拡大のための広報活動であるが、国民の需要に大きく依存していることや、広報活動によって著しく需要を増加させることは難しいことなどを考慮すれば、この対策も産地廃棄を減らす効果が大きいとは言えないであろう。

そこで私たちは、現存の政策より少しでも産地廃棄を減らす効果の強い政策とするために、ある程度需要拡大に直接作用するような仕組みを取り入れたいと考えた。

#### 第2項 「政策に消費者が巻き込まれていない」

2つ目は、「政策に消費者が巻き込まれていない」という点である。これまで行われている政策の多くは、生産者や出荷団体といった側に対する政策が多く、産地廃棄を減らすために消費者ができることは、取れすぎてしまった野菜をより多く購入し、消費するということしかなかった。

しかし、実はその「いつもより多く購入し、いつもより多く食べる」ということが産地廃棄を減らすための最も簡単で、最も有効な手段なのである。そういったことも考慮して、国は野菜が取れすぎた時には需要拡大のために広報活動を行っているのである。

ところが、いくら需要拡大政策と銘打って広報活動を行っても、最終的に買うか買わないかを決めるのは消費者である。需要拡大政策が全く効果がないことはないであろうが、広報活動によって刺激される需要には限りがあると考えられる。このことは、第2章にもあったように、ジャスコ津田沼店の農産委任である石田氏も同様のことを述べている。また、確かに国は広報活動を行っているかもしれないが、効果や認知度は決して高いものとは言えず、

さらにその広報活動は産地廃棄が行われるという現状に触れられていないものが多い。産地廃棄をもたないと思っている消費者に対し、「産地廃棄を減らすためには野菜の消費量を増やすのが最も効果的なので、少しでも野菜の消費量を増加してください」ということを広報するならまだしも、「産地廃棄を減らすために何を行うべきか」というところから始まって行われることになった広報活動が、単なるキャンペーンの一環として行われているに留まってしまえば、その広報活動の真の効力は発揮されないのではないのだろうか。

こういった問題点を考慮し、私たちは消費者にある程度強制的に需要を拡大させる必要があるのではないかと考え、従来の政策にはあまり見られなかった消費者を巻き込んだ政策を提言したいと考えた。

### 第3項 「価格高騰時と価格低落時それぞれ別々の政策が行われている」

3つ目は、「価格高騰時と価格低落時それぞれ別々の政策が行われている」という点である。第2章でも触れたように、現在の緊急需給調整対策は価格高騰時と価格低落時でそれぞれ別々の政策が行われている。そこで私たちは、これまでの政策では行われていない価格高騰時と価格低落時をリンクさせるという手法を政策提言に盛り込むことを考えた。

## 第2節 会員制宅配サービスの提案

先程挙げた3つの問題点に対する解決策を含んだ政策とするために、我々は会員制宅配サービスの導入を提案する。

### 第1項 会員制とは

まず、会員制を選択した理由に関してであるが、それは大きく分けて2つある。

まず1つが、情報を密に提供することができるという点である。会員制を用いることで、会員専用のホームページを設けたり、メールマガジンを配信したりすることができるため、産地廃棄に関する情報から野菜の生育状況に至るまで、様々な情報を会員である消費者に提供することができるのである。これにより、先ほど挙げた2つ目の問題点である「政策に消費者が巻き込まれていない」という点を改善でき、さらには消費者に産地廃棄の現状などに関して正しく理解してもらうことができると私たちは考える。

2つ目の理由であるが、それは、リピーターを確保し、ある程度収入を安定的に確保できるという点である。一度会員になれば、退会しない限りその消費者は会員となった企業のサービスを利用し続けることとなる。週や月によって野菜の注文数に多少のバラつきは出る可能性はあるが、それでもある程度一定した収入を企業は得ることができる。また、それは契約している生産者もある程度安定した顧客、収入を得ることができ、豊作不作による市場価格の変動に大きく左右されることも軽減できるのである。

### 第2項 宅配サービスとは

次に、私たちが宅配サービスという形態を選択した理由についてであるが、大きな理由として市場の外で需要を拡大することができるという点が挙げられる。宅配サービスという形態を用いることで、市場を介さない取引ということが可能になるため、豊作不作による市場価格の変動による影響を減少させることができるのである。

この政策の概要としては、現在宅配サービスを行っている団体を主体として行いたいと考えており、通常の宅配サービスに付随するものという位置づけを考えている。そして、現在利用している会員の方には任意で参加・不参加が選べるものとする。価格低落時には過剰に取れた野菜が注文した野菜と一緒に無料で送られてくるというデメリットが、価格高騰時には価格が高騰した野菜を平常時と同じ価格で購入できるというメリットがある。詳しくは後述する。

### 第3節 既存の宅配サービス検証

我々の政策提言に入る前に、現在野菜の宅配サービスにはどのような企業があり、それぞれどのようなサービスを提供しているのかといったことを簡単に触れておく。

現在宅配サービスは色々なメリットから多くの消費者により利用されている。宅配サービスごとにそれぞれ特徴があり、消費者は幅広い選択肢の中から選ぶことができるようになっている。その中で我々は認知度が高く、野菜の宅配に力を入れているところから 4 つを選び、比較対象とした。

(表 5-1)<sup>1</sup>

			
首都圏の 10 の生協から構成される。他の食材宅配より価格が安い、農業・遺伝子組換などに配慮し、産直食材にこだわる。ライフスタイル別に用意された 3 つのカタログから 1 つを選択。	独自の食材安全独基準 (RADIX) に基づいた有機・無農薬野菜が食べられる。無農薬・低農薬野菜セット『ばれっと』が入会の条件。	「自分の子供に食べさせられる野菜」がスローガン。必要な時にだけ注文でき、配達日・時間も指定可。	有機野菜・無農薬野菜から無添加食品、環境に配慮した雑貨まで約 3500 品目以上を取り扱う食材宅配老舗。価格も高いが食材へのこだわりも最高レベル。
約 120 万人	約 10 万人	約 4 万 5 千人	約 9 万人
選択するカタログにより異なる	約 4000 品目	2400 以上 一品から注文可能	3500 以上 一品から注文可能
出資金 1000~2000 円 (退会時に返金) 年会費無料 出資金 1000~2000 円 (退会時に返金) 年会費無料	入会金 5250 円 年会費 1050 円	無料	入会金 5,000 円 (退会時に返金) 年会費 1,000 円 ※ウェブストアは無料
個人利用: 188~210 円 3 人以上: 無料 毎週決められた曜日	定期便: 無料 個別注文品: 189 円 毎週決められた曜日	宅配便利用: 400 円~ 注文から約 5 日間	210 円 毎週決められた曜日

<sup>1</sup> この(表 5-1)は

<http://www.pal.or.jp/group/news/2008/090318/index.html>

HP: パルシステム生活協同組合連合会>組織情報>プレスリリース一覧>プレスリリース 2009 年 3 月 18 日

<http://corporate.radishbo-ya.co.jp/admission.html>

HP: らでいっしゅばーや>宅配サービスのご紹介

[http://www.oisix.com/shop.kounyuu-oic\\_intro\\_shinki.html?mi2=top100324\\_oikura](http://www.oisix.com/shop.kounyuu-oic_intro_shinki.html?mi2=top100324_oikura)

HP: Oisix>定期宅配サービス「おいしくすくらぶ」とは

<https://store.daichi.or.jp/DAICHIWOMAMORUKAITop>

HP: 大地を守る会>ウェブストア

<http://kuchiran.jp/ct/foodeli.html>

HP: 食材宅配サービス比較クチコミランキングを参照し、筆者が作成した。

既存の宅配サービスを調べた結果、会員数は約 10 万人前後（パルシステムを除く）、会費は 1000 円前後が標準的だということが分かった。このことから、我々の考える宅配サービスにおいて考えてみても、会員世帯数は既存の企業がこの政策を受けるとしても、40 万～60 万世帯程度、1000 円前後の会費が現実的に参加可能なものではないだろうか。

また、現在の宅配サービスは、単に消費者の野菜に対する生産者との距離の近さやその利便性をうりにしているものが多く、我々が考えるような需給調整の機能や、産地廃棄減少に特化したようなものは見られない。

## 第4節 会員制宅配サービス「+one クラブ」の特徴

### 第1項 価格低落時

価格低落時には過剰に取れた野菜が注文した野菜と一緒に無料で送られてくる。これにより、消費者は半強制的に野菜を消費することとなり、消費者にとっては1つのデメリットとなるが、需要増加に直接的な影響を与えることができる。また、私たちが1つ目の問題点として挙げた「現在の政策は産地廃棄を減らす効果が小さい」という点と2つ目の問題点として挙げた「政策に消費者が巻き込まれていない」という点が、このシステムによって改善されることとなる。

しかし、当然のことながら、家庭で消費しきれる量にも限度がある。そこで、私たちは重要野菜と調整野菜に関して、消費量と会員数を仮定し、産地廃棄をどれだけ減らせるかという試算を行った。これについては、第5節で行う。

また、この価格低落時に産地廃棄の対象となる野菜を無料で送付するという点が我々の政策名である「+one クラブ」の名前の由来であり、「もう一個野菜を食べてみんなで産地廃棄を減らしていこう」という意味を込めて名前をつけた。

### 第2項 価格高騰時

価格高騰時には、価格が高騰した野菜を平常時と同じ価格で購入できる。これにより、消費者は野菜の価格が高騰することを心配する必要がなくなり、これがこの政策を利用する際のメリットとなる。つまり、消費者に対しては価格低落時にデメリットが存在する代わりに、価格高騰時にはメリットが存在するということになり、私たちが問題点の3つ目として挙げた「価格高騰時と価格低落時それぞれ別々の政策が行われている」という問題点を改善し、両者をリンクさせて考えた政策とすることができるのである。

これを実現させるために、会員には予め会費を納めてもらい、それを積み立てながら価格高騰という不測の事態に備えるのである。この会費があまりにも高すぎれば会員になる消費者はいなくなってしまうだろうし、また安すぎてしまうとこのシステムの運営自体ができなくなってしまう恐れがある。

では、その会費とは一体どのくらいの額になりうるのだろうか。そこで我々は、会費の額の試算を行った。これについても、第5節で行う。

### 第3項 政府による措置

#### (1) 積立金

価格低落時には、産地廃棄の対象となる野菜が無料で送られてくるということになっているが、産地から産地廃棄の対象となっている野菜を運送する際にかかる運送費や、産地廃棄の対象となる野菜を運送するために包装するダンボール代や、包装に伴う人件費といった費用が発生する。また、価格高騰時には、消費者は野菜を平常時と同じ値段で購入できるため、高騰した価格と通常時の価格の差額が費用となる。これらの費用は追加的に発生するもので、基本的に私たちの政策を行う企業が負担することになる。そこで、その費用には通常時に会費の中からいくらかを積み立てておくことで造成される積立金を用いて対処するものとする。

積立金制度に関してだが、これは先ほども述べたように通常時に会費の中からいくらかを積み立てておくことで資金を造成する。しかし、野菜の価格高騰時と通常時では価格にどの程度の差があるのかということや、価格高騰時がどの程度の周期で現れるのか、どれだけの会員からどれだけの会費を集めれば制度として運用できるのかといったことが問題となるため、私たちはこれらの項目に関して試算を行った。

#### (2) 非課税措置

ここまで、積立金に関する試算を行ってきたわけだが、積立金は年度をまたぐ際に利益として計上されてしまうため、課税の対象となってしまう。しかし、この積立金は利益ではなく、価格高騰時と平常時の差額を埋めるための準備金である。そこで、私たちはこの積立金に非課税措置を適用させる必要があると考える。また、この非課税措置を受けるためには、国の認定を受けることを必要とする。

#### (3) 認定制度

先ほど挙げた国の認定であるが、これを受けるにも2つの条件を考えている。

1つ目は、野菜が取れすぎて産地廃棄が行われそうな際には、私たちの提言する政策、つまり、その野菜を無料で注文を受けた野菜と一緒に送付するという政策を行うことである。

2つ目は、それとは別に、産地廃棄を減らすための独自の努力を行うことである。独自の努力といっても難しいものではなく、産地廃棄されそうな野菜を用いた料理のレシピを同封したり、産地廃棄の現状を知ってもらうために生産者に対するインタビューをコラム形式でホームページに載せたりといったことでよいと考えている。しかし、レシピを同封することで、消費者が送られてきた野菜を消費しやすくなる上に、保存食のレシピを添えることで、送られてきた野菜を長期間保存することも可能となる。このような追加的な取り組みを行うことで、消費者に対して消費を促すことや、送られてきた野菜を消費しやすくする効果が得られると考えられる。

こういった条件を設けることで、私たちの目的の1つである、産地廃棄を減らすという色が強い政策が達成でき、宅配サービスを行っている団体も、通常業務より負担は増えるものの、認定制度を受けることで他社との差別化や消費者のイメージアップを行うことができ、会員数増加にもつながるのではないだろうか。

## 第5節 試算(1)<sup>1</sup>

### 第1項 価格低落時

第4節で述べたように、産地廃棄が発生するような価格暴落時には、宅配サービスの会員に対して、産地廃棄対象野菜を無料で送るという機能を持つ。

では、一体どのくらいの会員数(世帯数)がいれば、産地廃棄をどのくらい減らせるのだろうか。そこで我々は、試算として以下の2つを行った。

**I : 産地廃棄をなくすのに必要な会員数(参加世帯数)**

**II : 各世帯が現在の対象野菜の消費量の2倍消費を行うと仮定した場合の産地廃棄削減率と会員数(参加世帯数)**

なお、ここでは、計算例としてレタスにおける試算を表すこととする。

**I : 産地廃棄をなくすのに必要な会員数(参加世帯数)**

①まず、過去13年間の各対象野菜の月別産地廃棄量から、産地廃棄を行った月の平均量を算出する。

以下が過去13年間のレタスの産地廃棄量である。

H10.8	H11.6	H11.7	H13.7	H14.7	H15.7	H16.8	H17.6	H17.7	H17.8
588	1497	1202	1324	1914	576	410	2389	2219	1510

(下段：単位はt)

これから13年間分の平均月間産地廃棄量は、

$(588+1497+1202+1324+1914+576+410+2389+2219+1510) \div 10 = 1363\text{t} / \text{月}$

これを個数に換算すると、レタス1玉当たり平均的に500gであるから、

$13631\text{t} = 1363000\text{kg}$

$1363000 \times 0.5\text{kg} = 2726000$  個

つまり、レタスの産地廃棄が起きるときは1カ月当たり約270万個のレタスを廃棄していることになる。

②次に、各世帯のレタスの消費量を、現在の水準から1.5倍、2倍、4倍、8倍に拡大したときの①の産地廃棄量をなくすために必要な世帯数を算出する。

総務省による家計調査<sup>2</sup>から、現在の1世帯当たりの年間レタス消費量は5709グラムである。つまり、1カ月当たりの消費量は、

$5709 \div 12 = 476$  グラム

個数で考えると、レタス1個の重さは約500gと仮定して、各世帯月約1個のレタスを消費している。

なお、ここでは、第1章で述べたような野菜の足の早さを考え、産地廃棄される野菜を1カ月以内に家庭の消費に回すとして、計算を行っている。

<sup>1</sup> この試算全体における年度ごと・月ごとの産地廃棄量は、農畜産業振興機構から頂いた「産地廃棄量の推移」というデータを用いている。詳しくは巻末資料参照。

<sup>2</sup> 総務省統計局 HP「家計調査(二人以上の世帯) 都道府県庁所在市及び政令指定都市別ランキング(平成19~21年平均)」 <http://www.stat.go.jp/data/kakei/5.htm>

(i)各世帯、現在の消費量の1.5倍レタスを消費すると仮定する。

その場合、各世帯のレタス消費量は1.5個/月となる。このため、各世帯で普段の1個のほかにもう0.5個分のレタスを消費できる。これを従来なら産地廃棄をしていた分から消費するようにすると、

$$2726000 \div 0.5 = 5452000 \text{ 世帯}$$

つまり、約550万世帯の会員がいれば、レタスの産地廃棄は全廃されることが考えられる。

(ii)各世帯、現在の消費量の2倍レタスを消費すると仮定する。

その場合、各世帯のレタス消費量は2個/月となる。このため、各世帯で普段の1個のほかにもう1個分のレタスを消費できる。これを従来なら産地廃棄をしていた分から消費するようにすると、

$$2726000 \div 1 = 2726000 \text{ 世帯}$$

つまり、約270万世帯の会員がいれば、レタスの産地廃棄は全廃されることが考えられる。

(iii)各世帯、現在の消費量の4倍レタスを消費すると仮定する。

その場合、各世帯のレタス消費量は4個/月となる。このため、各世帯で普段の1個のほかにもう3個分のレタスを消費できる。これを従来なら産地廃棄をしていた分から消費するようにすると、

$$2726000 \div 3 = 908666 \text{ 世帯}$$

つまり、約90万世帯の会員がいれば、レタスの産地廃棄は全廃されることが考えられる。

(iv)各世帯、現在の消費量の8倍レタスを消費すると仮定する。

その場合、各世帯のレタス消費量は8個/月となる。このため、各世帯で普段の1個のほかにもう7個分のレタスを消費できる。これを従来なら産地廃棄をしていた分から消費するようにすると、

$$2726000 \div 7 = 389429 \text{ 世帯}$$

つまり、約40万世帯の会員がいれば、レタスの産地廃棄は全廃されることが考えられる。

以上のような(i)~(iv)の結果をまとめると、下の表のようになる。

<レタス>

消費増加率	150%	200%	400%	800%
世帯数	550万世帯	270万世帯	90万世帯	40万世帯

また、この試算を他の産地廃棄の特定野菜でも同様の手順のもと行ったものが、以下の表となる。

<だいこん>

消費増加率	150%	200%	400%	800%
世帯数	140万世帯	75万世帯	25万世帯	10万世帯

<はくさい>

消費増加率	150%	200%	400%	800%
世帯数	450万世帯	230万世帯	75万世帯	30万世帯

## &lt;キャベツ&gt;

消費増加率	150%	200%	400%	800%
世帯数	550 万世帯	270 万世帯	90 万世帯	40 万世帯

## &lt;たまねぎ&gt;

消費増加率	150%	200%	400%	800%
世帯数	1600 万世帯	900 万世帯	300 万世帯	130 万世帯

## &lt;にんじん&gt;

消費増加率	150%	200%	400%	800%
世帯数	880 万世帯	440 万世帯	145 万世帯	60 万世帯

この表から見ても分かるように、産地廃棄をなくすのに必要な世帯数はそれぞれの品目によって大きく異なる。例えば、消費量を2倍とした時を見ると、だいこんならば75万世帯あれば産地廃棄はなくなるが、たまねぎで考えると900万世帯も必要になると考えられる。既存の宅配サービスの会員数を見ても会員数にはある程度の限界があるため、我々は産地廃棄をどれくらい減少させることができるのかという点に着目して、試算にⅡを行うことにした。

## Ⅱ：各世帯が現在の対象野菜の消費量の2倍消費を行うと仮定した場合の産地廃棄削減率と会員数(参加世帯数)

①まず、各世帯の消費量を現在の2倍と仮定したときの、消費量を算出する。これは、試算Ⅰにおいて行ったように2個/月である。つまり、各世帯は普段の1個のほかにもう1個分のレタスを消費することになる。

なぜ、各家庭の消費量を2倍と仮定したかということ、現在の消費量から見て、多くても各世帯あと2倍の量を消費するのが限度であると判断したからだ。

②次に、レタスの産地廃棄量(過去13年間で産地廃棄が発生した月における平均値)を、100%減少(全廃)、80%減少、50%減少(半減)、20%減少、10%減少、5%減少させるのに必要な世帯数をそれぞれ算出する。

## (i)100%減少

100%減少させるということは、月に2726000個の産地廃棄をなくすということである。このために消費量を2倍にした世帯がこれを消費しきるためには、 $2726000 \div 1 = 2726000$  世帯

つまり、消費量2倍の世帯が約270万世帯いれば、レタスの産地廃棄を全廃することができるということになる。

## (ii)80%減少

産地廃棄を月毎の平均値から80%減少させるということは、 $2726000 \times 0.8 = 2180800$  個の産地廃棄を減らすということである。

これを実現させるには、消費量2倍の世帯は、 $2180800 \div 1 = 2180800$  世帯

つまり、消費量 2 倍の世帯が約 220 万世帯いれば、レタスの産地廃棄を全廃することができるということになる。

(iii) 50%減少

産地廃棄を月毎の平均値から 50%減少させるということは、  
 $2726000 \times 0.5 = 1363000$  個  
 の産地廃棄を減らすということである。

これを実現させるには、消費量 2 倍の世帯は、  
 $1363000 \div 1 = 1363000$  世帯

つまり、消費量 2 倍の世帯が約 135 万世帯いれば、レタスの産地廃棄を全廃することができるということになる。

(iv) 20%減少

産地廃棄を月毎の平均値から 20%減少させるということは、  
 $2726000 \times 0.2 = 545200$  個  
 の産地廃棄を減らすということである。

これを実現させるには、消費量 2 倍の世帯は、  
 $545200 \div 1 = 545200$  世帯

つまり、消費量 2 倍の世帯が約 55 万世帯いれば、レタスの産地廃棄を全廃することができるということになる。

(v) 10%減少

産地廃棄を月毎の平均値から 10%減少させるということは、  
 $2726000 \times 0.1 = 272600$  個  
 の産地廃棄を減らすということである。

これを実現させるには、消費量 2 倍の世帯は、  
 $272600 \div 1 = 272600$  世帯

つまり、消費量 2 倍の世帯が約 25 万世帯いれば、レタスの産地廃棄を全廃することができるということになる。

(vi) 5%減少

産地廃棄を月毎の平均値から 5%減少させるということは、  
 $2726000 \times 0.05 = 136300$  個  
 の産地廃棄を減らすということである。

これを実現させるには、消費量 2 倍の世帯は、  
 $136300 \div 1 = 136300$  世帯

つまり、消費量 2 倍の世帯が約 15 万世帯いれば、レタスの産地廃棄を全廃することができるということになる。

以上のような (i) ~ (vi) の結果をまとめると、下の表のようになる。

<レタス>

産地廃棄減少率	100%(全廃)	80%減	50%減	20%減	10%減	5%減
世帯数	270 万世帯	220 万世帯	135 万世帯	55 万世帯	30 万世帯	15 万世帯

また、この試算を他の産地廃棄の特定野菜でも同様の手順のもと行ったものが、以下の表となる。

<だいこん>

産地廃棄減少率	100%(全廃)	80%減	50%減	20%減	10%減	5%減
世帯数	75 万世帯	60 万世帯	40 万世帯	15 万世帯	8 万世帯	4 万世帯

<はくさい>

産地廃棄減少率	100%(全廃)	80%減	50%減	20%減	10%減	5%減
世帯数	230 万世帯	180 万世帯	115 万世帯	45 万世帯	20 万世帯	10 万世帯

<キャベツ>

産地廃棄減少率	100%(全廃)	80%減	50%減	20%減	10%減	5%減
世帯数	270 万世帯	220 万世帯	140 万世帯	55 万世帯	30 万世帯	15 万世帯

<たまねぎ>

産地廃棄減少率	100%(全廃)	80%減	50%減	20%減	10%減	5%減
世帯数	900 万世帯	710 万世帯	450 万世帯	180 万世帯	90 万世帯	45 万世帯

<にんじん>

産地廃棄減少率	100%(全廃)	80%減	50%減	20%減	10%減	5%減
世帯数	440 万世帯	350 万世帯	220 万世帯	90 万世帯	45 万世帯	20 万世帯

第2項 価格高騰時

また、我々が目指す会員制宅配サービスでは、会員世帯は、野菜の価格高騰時にでも通常時と同じ値段で野菜を買うことができる。

これを実現させるために、会員には予め会費を納めてもらい、それを積み立てながら価格高騰という不測の事態に備えるのである。この会費があまりにも高すぎれば会員になる消費者はいなくなってしまうだろうし、また安すぎてしまうとこのシステムの運営自体ができなくなってしまう恐れがある。

では、その会費とは一体どのくらいの額になりうるのだろうか。そこで我々は、上記第1項の結果から理想的な実現可能なモデル会員数を40~60万世帯として、そのときの会費の額の試算を行った。

**I : 会員1世帯当たりの年会費**

①まず、レタスの過去8年間の月別の平均価格<sup>1</sup>を算出する。

<レタスの中央卸売市場における月別平均価格の推移>

<sup>1</sup> 平均価格を算出するに当たり、H14年からH21年までの月ごとの平均価格を、東京中央卸売市場 類別・品目別検索(青果)をもとに算出。

<http://www.shijou-tokei.metro.tokyo.jp/asp2/menu2.aspx?page=1&mode=1&smode=10>

また、東京中央卸売市場の平均価格としては、築地、大田、北足立、葛西、豊島、淀橋、板橋、世田谷、多摩NT市場の合算により実績を抽出した。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
14年	213	172	95	133	174	141	109	160	165	131	209	236	161.5
15年	323	280	191	157	122	99	91	230	146	83	101	257	173.3333333
16年	260	272	205	158	126	139	111	116	142	306	303	215	196.0833333
17年	209	214	212	162	109	68	78	102	131	115	127	233	146.6666667
18年	330	206	138	154	133	109	106	151	113	97	81	154	147.6666667
19年	203	187	199	207	175	120	139	189	143	150	121	175	167.3333333
20年	141	223	170	150	95	138	86	125	192	146	154	247	155.5833333
21年	253	161	192	187	130	107	92	195	117	66	100	195	149.5833333

これらより、過去8年間のレタスの市場価格の平均は162円である。この全ての月の中で価格が低落して市場隔離が行われるような水準の月、価格が高騰して出荷の前倒しが行われるような月を抽出する。以下、次のように定義する。

価格低落：過去8年間の平均価格の70%を下回った場合

⇒113円以下の月

価格高騰：過去8年間の平均価格の150%を上回った場合

⇒243円以上の月

この基準のもとでは、以下に挙げる月がその場合となる。

	価格低落	価格高騰
平成14年	3月、7月	1月、2月、5月、9月、11月、12月
平成15年	6月、7月、10月、11月	1月、2月、3月、8月、12月
平成16年	7月	1月、2月、3月、10月、11月、12月
平成17年	5月、6月、7月、8月	1月、2月、3月、4月、12月
平成18年	6月、7月、9月、10月、11月	1月、2月
平成19年	なし	1月、2月、3月、4月、5月、8月、12月
平成20年	5月、7月	2月、3月、9月、12月
平成21年	6月、7月、10月、11月	1月、3月、4月、8月、12月

②次に、価格高騰時の平均価格を算出し、過去8年間の平均価格との差額を求める。

①で抽出した価格高騰月の平均価格は、それらの月の平均価格より、218円と求められる。よって218円-162円=56円/キログラムがその差額となる。

③過去8年間の価格高騰月のデータより、レタスの価格高騰がどのくらいの頻度で起こるか(周期)を把握する。また、各世帯が価格高騰時にも現在の消費量と同じだけの野菜を消費できるようにするためには、1年間でいくらの会費が必要なのかを算出する。

上記の表より、レタスにおける価格高騰はほぼ毎年、計5ヶ月起こることが予想されると仮定を置いた。現在の各世帯のレタス消費量は1個/月であるので、レタス1個500グラムにおいては、

$56 \text{円} / \text{キログラム} \times 0.5 = 28 \text{円}$

各月28円分の差額を積立金から補填することになる。

これが1年で5ヶ月分必要だから、

$28 \text{円} \times 5 \text{ヶ月} = 140 \text{円}$

この額を毎年積み立てていくから、

140 ÷ 1 = 140 円

レタスにおける価格高騰時の差額補填分は 140 円となる。

これを他の 5 品目の野菜で同様の手順で行うと以下のようになる。

**だいこん**

①過去 8 年間の平均価格は 82 円。

高騰時の平均価格は 141 円。

②過去 8 年間と高騰時の差額は 59 円。

③だいこんの価格高騰は、おおよそ 2 年に 1 回、それも高騰が発生する年は年 1 ヶ月起こると仮定できる。現在のだいこんの消費量は 1.3 本/月であり、だいこん 1 本 1 kg だから、それを現在の消費量と同量消費できるようにするためには、差額補填分は年 39 円と算出される。

<だいこんの中央卸売市場における月別平均価格の推移>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
14年	54	42	47	81	126	88	101	117	93	57	113	82	83.41666667
15年	108	111	121	130	96	54	73	76	87	55	41	64	84.66666667
16年	91	97	107	93	73	94	83	78	87	167	94	63	93.91666667
17年	71	95	91	98	75	66	79	83	90	72	57	64	78.41666667
18年	107	122	104	99	91	84	101	93	83	54	39	45	85.16666667
19年	53	54	68	91	85	76	79	85	89	93	56	64	74.41666667
20年	53	78	86	83	85	72	65	83	100	83	67	68	76.91666667
21年	67	68	71	100	89	89	78	112	90	52	52	53	76.75

**はくさい**

①過去 8 年間の平均価格は 63 円。

高騰時の平均価格は 109 円。

②過去 8 年間と高騰時の差額は 46 円。

③はくさいの価格高騰は、おおよそ毎年、それも高騰が発生する年は年 1 ヶ月起こると仮定できる。現在のはくさいの消費量は 0.4 個/月であり、はくさい 1 個 2 kg だから、それを現在の消費量と同量消費できるようにするためには、差額補填分は年 37 円と算出される。

<はくさいの中央卸売市場における月別平均価格の推移>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
14年	28	26	32	48	89	81	62	112	77	53	63	49	60
15年	48	60	104	98	53	52	64	77	93	54	33	33	64.08333333
16年	50	70	107	65	52	73	71	67	73	113	76	47	72
17年	57	71	80	62	43	40	46	61	65	51	44	44	55.33333333
18年	60	62	68	81	83	84	68	137	93	46	26	29	69.75
19年	27	29	58	59	52	54	60	80	77	76	41	39	54.33333333
20年	38	63	111	89	54	66	60	72	77	70	45	48	66.08333333
21年	54	62	98	104	69	58	53	91	86	44	39	30	65.66666667

**キャベツ**

- ①過去 8 年間の平均価格は 83 円。  
高騰時の平均価格は 138 円。
- ②過去 8 年間と高騰時の差額は 55 円。
- ③キャベツの価格高騰は、おおよそ 4 年に 1 回、それも高騰が発生する年は年 2 ヶ月起ると仮定できる。現在のキャベツの消費量は 0.9 個／月であり、キャベツ 1 個 1.5 kg だから、それを現在の消費量と同量消費できるようにするためには、差額補填分は年 25 円と算出される。

<キャベツの中央卸売市場における月別平均価格の推移>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
14年	69	54	60	57	84	96	71	86	77	60	103	103	76.66666667
15年	120	98	102	121	100	44	69	76	97	56	35	51	80.75
16年	85	87	96	79	66	92	87	64	72	134	146	107	92.91666667
17年	130	138	138	114	92	47	64	53	71	57	64	110	89.83333333
18年	142	96	79	123	85	82	65	105	98	76	39	42	86
19年	52	54	79	96	90	68	88	110	84	75	63	70	77.41666667
20年	64	98	104	91	72	67	62	61	67	68	93	100	78.91666667
21年	111	88	98	122	115	62	63	90	91	57	44	55	83

**たまねぎ**

- ①過去 8 年間の平均価格は 88 円。  
高騰時の平均価格は 138 円。
- ②過去 8 年間と高騰時の差額は 50 円。
- ③たまねぎの価格高騰は、おおよそ 5 年に 1 回、それも高騰が発生する年は年 1 ヶ月起ると仮定できる。現在のたまねぎの消費量は 7 個／月であり、たまねぎ 1 個 200 g だから、それを現在の消費量と同量消費できるようにするためには、差額補填分は年 14 円と算出される。

<たまねぎの中央卸売市場における月別平均価格の推移>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
14年	66	69	69	47	49	50	74	81	67	64	69	73	64.83333333
15年	82	101	134	126	118	91	103	104	77	74	76	76	96.83333333
16年	90	101	110	93	84	83	93	96	89	83	83	86	90.91666667
17年	104	112	127	111	86	74	81	84	88	85	90	98	95
18年	103	104	111	106	84	72	85	93	87	88	84	87	92
19年	96	104	102	70	53	66	78	79	71	68	70	75	77.66666667
20年	81	85	95	81	72	84	77	78	84	79	76	74	80.5
21年	78	87	99	92	99	95	113	142	116	100	100	113	102.8333333

**にんじん**

- ①過去 8 年間の平均価格は 124 円。  
高騰時の平均価格は 205 円。
- ②過去 8 年間と高騰時の差額は 81 円。
- ③だいこんの価格高騰は、おおよそ 3 年に 1 回、それも高騰が発生する年は年 3 ヶ月起ると仮定できる。現在のにんじんの消費量は 3.6 本/月であり、にんじん 1 本 200 g だから、それを現在の消費量と同量消費できるようにするためには、差額補填分は年 57 円と算出される。

<にんじんの中央卸売市場における月別平均価格の推移>

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平均
14 年	64	54	71	117	105	125	119	163	155	103	133	134	111.9166667
15 年	111	138	175	174	235	150	127	83	68	75	69	73	123.1666667
16 年	59	61	92	136	130	138	113	109	80	123	180	152	114.4166667
17 年	141	151	171	178	126	94	129	107	127	87	96	105	126
18 年	130	136	146	190	182	186	193	182	151	132	87	73	149
19 年	64	53	77	124	143	102	106	72	122	116	119	100	99.83333333
20 年	96	128	189	211	217	218	115	111	125	114	117	110	145.9166667
21 年	114	113	133	142	131	129	137	159	135	117	109	80	124.9166667

これらを全て足し合わせると、  
 $140 + 39 + 37 + 25 + 14 + 57 = 312$  円  
 つまり、最低限年会費として **312 円** を各会員世帯に支払ってもらうことで、価格高騰時のシステム運営は可能である。

これらから、我々はこのシステムに参加する場合の年会費を 500 円として、政策を考えることとする。

## 第6節 政策の実証性検証

### 第 1 項 ヒアリングの実施

第 3 章のヒアリングでも触れたように、私たちは現在宅配サービスを行っている企業の 1 つである、株式会社らでいっしゅ・ぼーやにヒアリングを行った。その際、私たちの提言する政策の実用可能性についてもヒアリングを行ったので、ここではまずその回答について触れたいと思う。

問 私たちの政策に関して、実際に運用する際に問題となる点にはどのようなものがあるか？

<回答>

- ・販売価格に占める流通コストは非常に大きいので、流通にどのくらいの費用が掛かるかを把握する必要がある
- ・制度に対して補助金などの行政の支援を受けることは、政権交代などによって補助金が打ち切られるなどといったこともあるため、制度としての安定性に欠けてしまう。できる限り自分たちの力だけで運営していくことが望ましい。

## 第2項 ヒアリングを受けての課題

こういった回答から明らかになった政策の課題として最も大きな部分は、価格低落時の政策に伴って発生する費用の部分であるといえよう。

まず、私たちは価格低落時の政策に伴って発生する費用を、国からの補助金によって賄うというものと、会費による積立金によって賄うというものの2通り考えた。

国からの補助金の資金源としては、これまで産地廃棄に対して交付してきた交付金を当てるということを考えていた。私たちの政策によって、産地廃棄を約〇〇%減らすことができる。そうすれば、今までその分に交付していた交付金は必要なくなるため、財源に余裕ができるはずであり、その余裕を価格低落時の政策に伴う費用に充てようと考えていたのである。しかし、2つ目の回答からもわかるように、現実において行政の支援を受けることは望ましくない。そのため、私たちは会費による積立金の中から価格低落時の政策に伴う費用を拠出しようと考えた。

そこで、今後の課題として、産地から産地廃棄の対象となる野菜を運ぶための運送費、運送のための包装としての段ボール代や、箱詰め等にかかる人件費などが一般的にどの程度発生し、それを積立金から賄うためには会費をどの程度集めればよいのかという試算を行う必要がある。

## 第7節 試算(2)

第6節を受けて、我々は価格低落時の政策に伴って発生する費用に関しても、価格高騰時の政策と同じように積立金から費用にあてることにした。そこで、価格低落時の政策に伴って発生する費用に関しても試算を行った。

第3節では、どのくらいの会員数(世帯数)がいて、各世帯どの程度消費量を上乘せすれば、産地廃棄をどのくらい減らせるのかという試算を行い、現実的な会員数や追加的な消費量、産地廃棄の減少量を求めた。

第4節では現実的な会員数を **40~60万世帯**、現実的に追加できる消費量を **2倍**として、価格低落時の政策に伴う費用を積立金から賄うためには、会費として年間どの程度徴収すればよいのかということ試算した。

まず、価格低落時の政策に伴う費用を明確化する。我々は価格低落時の政策に伴う費用を大きく分けて i 産地廃棄の対象となる野菜を産地から運んでくる運送費、ii ダンボール代などの包装費、iii 野菜の選別や包装などの人件費の 3 つに仮定した。これらが集出荷段階での流通経費に占める割合が高いことから、これらの費用を価格低落時の政策に伴う費用として考えるに足るものとする。

また、試算するに当たり、我々は農林水産省大臣官房統計部の「平成 18 年食品流通段階別価格形成追跡調査結果」を参考にした(巻末資料参考)。この表の「出荷運送費」という項目を先ほどの i に。「包装・荷造材料費」を ii に。「選別・荷造労働費」を iii に当てはめて考える。

- ① まず、各品目ごとに消費量を 2 倍と仮定したときに、現実的な会員数である 40~60 万世帯では産地廃棄の総量の何%を減らすことができるのかをまとめる。今回の試算は各品目とも以下の表の仮定を用いて行う。

品目	会員数(世帯数)	産地廃棄の減少率
レタス	55 万世帯	20%
だいこん	60 万世帯	80%
はくさい	45 万世帯	20%
キャベツ	55 万世帯	20%
たまねぎ	45 万世帯	5%
にんじん	45 万世帯	10%

- ② 各品目の「出荷・運送費」「包装・荷造材料費」「選別・荷造労働費」をまとめる。

品目	出荷・運送費	包装・荷造材料費	選別・荷造労働費
レタス	1563 円/100kg	1633 円/100kg	2412 円/100kg
だいこん	1125 円/100kg	893 円/100kg	1653/100kg
はくさい	635 円/100kg	668 円/100kg	583 円/100kg
キャベツ	985 円/100kg	892 円/100kg	951 円/100kg
たまねぎ	1088 円/100kg	473 円/100kg	141 円/100kg
にんじん	1511 円/100kg	719 円/100kg	1303 円/100kg

- ③ ①の産地廃棄の減少量が実際には対象野菜何個分なのかを(1)価格低落時で用いた試算を利用して求め、それを kg に変換する。

・レタスは産地廃棄 1 回につき、平均 2726000 個廃棄している(1 の試算より)  
→20%削減できるので、個数としては  $2726000 \times 0.2 = 545200$  (個)削減できることになる

・レタス 1 個の重さは約 500 グラムである(1 の試算より)  
→ $545200$  (個)を kg に換算すると、 $545200$  (個)  $\times 0.5$  (kg) =  $272600$  (kg) となる

- ④ 3 つの費用が 100kg 単位での表記なので、③で求めた量(レタスの場合 272600kg)ではいくら費用がかかるのかを求める。

「出荷・運送費」

$$100(\text{kg}) : 1563(\text{円}) = 272600 : X$$

$$100X = 426073800$$

$$X = 4260738(\text{円})$$

「包装・荷造材料費」

$$100(\text{kg}) : 1633(\text{円}) = 272600 : X$$

$$100X = 445155800$$

$$X = 4451558(\text{円})$$

「選別・荷造労働費」

$$100(\text{kg}) : 2412(\text{円}) = 272600 : X$$

$$100X = 657511200$$

$$X = 6575112(\text{円})$$

- ⑤ ④で算出された費用を積立金で賄うためには、1 世帯当たりどれだけの会費を支払う必要があるかを求めるため、それぞれを仮定の会員数(レタスであれば 55 万世帯)で割る。

「出荷・運送費」

$$4260738(\text{円}) \div 550000(\text{世帯}) = 7.7467 \dots \div 8 \text{円}$$

「包装・荷造材料費」

$$4451558(\text{円}) \div 550000(\text{世帯}) = 8.093 \dots \div 8 \text{円}$$

「選別・荷造労働費」

$$6575112(\text{円}) \div 550000(\text{世帯}) = 11.9547 \dots \div 12 \text{円}$$

つまり、レタスが産地廃棄される際に我々の政策を 1 回行うためには、最低でも 1 世帯約  $8+8+12=28(\text{円})$  の負担が必要になるのである。

同様の手順を用いて、各品目が産地廃棄される際に我々の政策を 1 回行うためには、最低でも 1 世帯当たりどの程度の負担が必要となるかを求める。それをまとめたものが以下の表である。

品目	出荷・運送費	包装・荷造材料費	選別・荷造労働費	合計
レタス	8 円	8 円	12 円	28 円
だいこん	4 円	4 円	7 円	15 円
はくさい	20 円	22 円	19 円	61 円
キャベツ	13 円	12 円	13 円	38 円
たまねぎ	15 円	7 円	2 円	24 円
にんじん	11 円	5 円	9 円	25 円

- ⑥ 産地廃棄が1年に1回しか行われないのであれば、⑤で算出した会費を徴収すれば試算上政策は運用できることとなる。しかし、これまで何度も述べてきたように、野菜の取れ高はその年その年によってバラつきがあり、産地廃棄の回数が多い年もあれば、まったく行われぬ年もある。そこで、第○項の試算で行った手順を応用して、品目ごとに過去8年分の市場平均価格のデータを使って、価格低落がどのくらいの頻度で起こるのか(周期)を把握する。
- ⑦ まず、レタスの過去8年間の月別の平均価格を算出する。(東京都中央卸売市場)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
14年	213	172	95	133	174	141	109	160	165	131	209	236	161.5
15年	323	280	191	157	122	99	91	230	146	83	101	257	173.3333333
16年	260	272	205	158	126	139	111	116	142	306	303	215	196.0833333
17年	209	214	212	162	109	68	78	102	131	115	127	233	146.6666667
18年	330	206	138	154	133	109	106	151	113	97	81	154	147.6666667
19年	203	187	199	207	175	120	139	189	143	150	121	175	167.3333333
20年	141	223	170	150	95	138	86	125	192	146	154	247	155.5833333
21年	253	161	192	187	130	107	92	195	117	66	100	195	149.5833333

これらより、過去8年間のレタスの市場価格の平均は162円である。この全ての月の中で価格が低落して市場隔離が行われるような水準の月を抽出する。以下、次のように定義する。  
 価格低落：過去8年間の平均価格の70%を下回った場合  
 ⇒113円以下の月

この基準のもとでは、以下に挙げる月がその場合となる。

	価格低落
平成14年	3月、7月
平成15年	6月、7月、10月、11月
平成16年	7月
平成17年	5月、6月、7月、8月
平成18年	6月、7月、9月、10月、11月
平成19年	なし
平成20年	5月、7月
平成21年	6月、7月、10月、11月

- ⑧ 次に、上記の表を用いて、各品目における価格低落がどの程度の頻度で起こるかを仮定する。

レタスにおいては、上記の表を参照し、ほぼ毎年、計3か月の周期で価格低落が起こると仮定した。

ここで、⑤で算出したのは産地廃棄1回あたりの負担額なので、レタスはほぼ毎年、計3か月の周期で起こるということで負担も3回分となる。よって、レタスに関しては、毎年

28(円)×3=84(円)を会費として徴収すれば価格低落時の政策に伴う費用は積立金で賄えるということになる。

これを他の5品目の野菜で同様の手順で行うと以下のようになる。

**だいこん**

①過去8年間の平均価格は82円。

低落時の平均価格は57円。

②だいこんの価格低落は、おおよそほぼ毎年、計2か月の周期で起こると仮定できるので、⑤で算出した負担額も2回分となる。つまり、だいこんに関しては毎年15(円)×2=30(円)を会費として徴収すれば価格低落時の政策に伴う費用は積立金で賄えるということになる。

<だいこんの中央卸売市場における月別平均価格の推移>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
14年	54	42	47	81	126	88	101	117	93	57	113	82	83.41666667
15年	108	111	121	130	96	54	73	76	87	55	41	64	84.66666667
16年	91	97	107	93	73	94	83	78	87	167	94	63	93.91666667
17年	71	95	91	98	75	66	79	83	90	72	57	64	78.41666667
18年	107	122	104	99	91	84	101	93	83	54	39	45	85.16666667
19年	53	54	68	91	85	76	79	85	89	93	56	64	74.41666667
20年	53	78	86	83	85	72	65	83	100	83	67	68	76.91666667
21年	67	68	71	100	89	89	78	112	90	52	52	53	76.75

**はくさい**

①過去8年間の平均価格は63円。

低落時の平均価格は44円。

②はくさいの価格低落は、おおよそほぼ毎年、計3か月の周期で起こると仮定できるので、⑤で算出した負担額も3回分となる。つまり、はくさいに関しては毎年61(円)×3=183(円)を会費として徴収すれば価格低落時の政策に伴う費用は積立金で賄えるということになる。

<はくさいの中央卸売市場における月別平均価格の推移>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
14年	28	26	32	48	89	81	62	112	77	53	63	49	60
15年	48	60	104	98	53	52	64	77	93	54	33	33	64.08333333
16年	50	70	107	65	52	73	71	67	73	113	76	47	72
17年	57	71	80	62	43	40	46	61	65	51	44	44	55.33333333
18年	60	62	68	81	83	84	68	137	93	46	26	29	69.75
19年	27	29	58	59	52	54	60	80	77	76	41	39	54.33333333
20年	38	63	111	89	54	66	60	72	77	70	45	48	66.08333333
21年	54	62	98	104	69	58	53	91	86	44	39	30	65.66666667

**キャベツ**

①過去 8 年間の平均価格は 83 円。

低落時の平均価格は 58 円。

②キャベツの価格低落は、おおよそほぼ毎年、計 2 か月の周期で起こると仮定できるので、⑤で算出した負担額も 2 回分となる。つまり、キャベツに関しては毎年 38(円)×2=76(円)を会費として徴収すれば価格低落時の政策に伴う費用は積立金で賄えるということになる。

<キャベツの中央卸売市場における月別平均価格の推移>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
14年	69	54	60	57	84	96	71	86	77	60	103	103	76.6666667
15年	120	98	102	121	100	44	69	76	97	56	35	51	80.75
16年	85	87	96	79	66	92	87	64	72	134	146	107	92.9166667
17年	130	##	138	114	92	47	64	53	71	57	64	110	89.8333333
18年	142	96	79	123	85	82	65	105	98	76	39	42	86
19年	52	54	79	96	90	68	88	110	84	75	63	70	77.4166667
20年	64	98	104	91	72	67	62	61	67	68	93	100	78.9166667
21年	111	88	98	122	115	62	63	90	91	57	44	55	83

**たまねぎ**

①過去 8 年間の平均価格は 88 円。

低落時の平均価格は 62 円。

②たまねぎの価格低落は、おおよそ 4 年に 1 回、それも低落が発生する年は年 2 ヶ月起ると仮定できるので、⑤で算出した負担額 2 回分を 4 年間で負担すればよい。つまり、たまねぎに関しては毎年 24(円)×2÷4(年)=12(円)を会費として徴収すれば価格低落時の政策に伴う費用は積立金で賄えるということになる。

<たまねぎの中央卸売市場における月別平均価格の推移>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
14年	66	69	69	47	49	50	74	81	67	64	69	73	64.8333333
15年	82	101	134	126	118	91	103	104	77	74	76	76	96.8333333
16年	90	101	110	93	84	83	93	96	89	83	83	86	90.9166667
17年	104	112	127	111	86	74	81	84	88	85	90	98	95
18年	103	104	111	106	84	72	85	93	87	88	84	87	92
19年	96	104	102	70	53	66	78	79	71	68	70	75	77.6666667
20年	81	85	95	81	72	84	77	78	84	79	76	74	80.5
21年	78	87	99	92	99	95	113	142	116	100	100	113	102.8333333

**にんじん**

- ①過去 8 年間の平均価格は 124 円。  
高騰時の平均価格は 87 円。
- ②にんじんの価格低落は、おおよそほぼ毎年、計 2 か月の周期で起こると仮定できるので、⑤で算出した負担額も 2 回分となる。つまり、にんじんに関しては毎年 25(円)×2=50(円)を会費として徴収すれば価格低落時の政策に伴う費用は積立金で賄えるということになる。

<にんじんの中央卸売市場における月別平均価格の推移>

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	平均
14 年	64	54	71	117	105	125	119	163	155	103	133	134	111.9166667
15 年	111	138	175	174	235	150	127	83	68	75	69	73	123.1666667
16 年	59	61	92	136	130	138	113	109	80	123	180	152	114.4166667
17 年	141	151	171	178	126	94	129	107	127	87	96	105	126
18 年	130	136	146	190	182	186	193	182	151	132	87	73	149
19 年	64	53	77	124	143	102	106	72	122	116	119	100	99.83333333
20 年	96	128	189	211	217	218	115	111	125	114	117	110	145.9166667
21 年	114	113	133	142	131	129	137	159	135	117	109	80	124.9166667

これらを全て足し合わせると、  
 $84+30+183+76+12+50=435$  円  
 つまり、最低限年会費として **435 円** を各会員世帯に支払ってもらうことで、価格低落時のシステム運営は可能である。

## 第8節 まとめと課題

### 第 1 項 まとめ

第 5 節の試算と第 7 節の試算により、会員数を 40~50 万世帯、消費量を現在の 2 倍と仮定すれば、我々の政策を運用するためにはそれぞれ 312 円と 435 円を会費として徴収する必要があることが明らかとなった。つまり、価格高騰時と価格低落時を合わせて、 $312(円)+435(円)=747(円)$  を最低限会費として徴収すれば我々の政策が試算上では運用可能となる。この程度の追加的負担であれば消費者の会員化を大きく妨げることもないと考えられ、我々の政策の実現可能性も決して低いとは言えないのであろうか。

### 第 2 項 今後の課題

しかし、試算からもわかったように、この政策を有効性を維持したまま運営するためには、最低でも約 40~60 万世帯の参加が必要となる。その会員数に到達させるためにどうするかといったことはこの政策を実現させるための大きな課題となるであろう。

また、会員数が増えすぎてしまった場合、価格高騰時には、私たちの政策を行っている企業が大量に野菜を購入することになり、一般のスーパーなどの小売店に出回る野菜の価格が大幅に高騰し、会員以外の消費者が野菜を購入することが困難になる可能性がある。こういった場合に、どのように会員以外の一般消費者に対してもある程度安定した価格での供給を実現するかが課題となるであろう。

## 《先行論文》

三田保正 (1987 年)「市町村段階の野菜価格安定制度の特徴と課題」『酪農学園大学紀要. 人文・社会科学編』 12(1), 235-256

## 《データ出典》

農林水産省 HP

<http://www.maff.go.jp/>

農畜産業振興機構 HP

<http://www.alic.go.jp/>

総務省 統計局・政策統括官 (統計基準担当)・統計研究所>家計調査

<http://www.shijou-tokei.metro.tokyo.jp/asp2/smenu2.aspx?page=1&mode=1&smode=10>

東京中央卸売市場 類別・品目別検索 (青果)

<http://www.shijou-tokei.metro.tokyo.jp/asp2/smenu2.aspx?page=1&mode=1&smode=10>

HP:食材宅配サービス比較クチコミランキング

<http://kuchiran.jp/ct/foodeli.html>

## 《宅配サービスの関連ホームページ》

HP : パルシステム生活協同組合連合会>組織情報>プレスリリース一覧>プレスリリース

<http://www.pal.or.jp/group/news/2008/090318/index.html>

HP : らでいっしゅぼーや>宅配サービスのご紹介

<http://corporate.radishbo-ya.co.jp/admission.html>

HP : Oisix>定期宅配サービス「おいしくすくらぶ」とは

[http://www.oisix.com/shop.kounyuu-oic\\_intro\\_shinki\\_html.htm?mi2=top100324\\_oikura](http://www.oisix.com/shop.kounyuu-oic_intro_shinki_html.htm?mi2=top100324_oikura)

HP:大地を守る会>ウェブストア

<https://store.daichi.or.jp/DAICHIWOMAMORUKAITop>



データ出典・巻末資料

「全農長崎県本部 園芸部 特産課 井上氏」へのインタビュー

Q 1. 全農長崎県本部では平成19年度に秋冬だいこんの市場隔離を行っているが、それ以降に市場隔離を行ったか？また、行った場合には、その年度と品目、量について。

行なっていません。

Q 2. 上記の資料によれば、施設への配布、堆肥用原料としての有効利用を行っているが、それ以外の方法は行ったか？また、市場隔離された野菜の多くを、なぜ数ある有効利用の手段のうち、堆肥化にあてたのか？

それ以外の方法は行っていない。  
緊急的に実施するため検討する時間がないこと。また、施設等への提供は既にそこに供給している業者もいるわけで、その方にとって是不利益となる。  
またダイコンは水分が多いので後作のからみで圃場廃棄はできなかった。

Q 3. 有効利用の際に発生する費用はどこから拠出したのか？また、具体的にどのような場面で費用が発生したか？

通常の市場出荷と同じで、生産者への代金精算の中で控除されている。出荷資材代、選果代、運賃など。  
施設への配布は無償で、堆肥用は逆に支払いをしないといけないので生産者負担となる。

Q 4. これらの有効利用を行った際に何か問題点はあったか？

有効利用するにもそれを受ける業者が限られている。  
有効利用分には国より補助金がでるが、上記の様に費用が発生するのでタダ同然となる。また通常市場出荷には安くなると安定事業により補填があるが、有効利用分は対象外となりもらえない。

Q 5. 市場隔離が行われた場合に生産者に交付される補助金(交付金)は、生産者の損失分を十分に補填しているか

行なわれた数量だけ見ると補填はされていない。それによる市場価格浮上が前提。

Q 6. 今年の4月から5月にかけて、野菜の供給不足により野菜の価格が高騰し、全国で規格外野菜の販売が行われたが、全農長崎県本部においては普段規格外野菜をどのように扱っているか？

加工業者へ供給している。

「野菜価格が高騰したから規格外品を供給するようにすればいい」というのは全く現状を知らない人の発言。TVでもそれを肯定する人ばかりを流し、さもほとんどの人がそう言っているかのように。それは極々一部でしか有り得ない話で、大手量販店、コンビニなどのように利益追求のために、画一化した物が望まれる今日では、主流になることはない。逆に安値時の対応の方が大事であるがそういった報道は一切ない。廃棄した分ばかりがクローズアップされ、もったいないなどと言われる。

データ出典・巻末資料

「全農千葉県本部 園芸部 園芸推進課 堤氏」へのインタビュー

Q 1. 今年、千葉県では産地廃棄は行われたか？

- ・産地廃棄をするかどうかはわかっていないし、また産地廃棄をする気もない。産地廃棄は結果としてでてしまうものである。
- ・千葉県では平成 18 年度頃に大根を産地廃棄した。しかし、産地廃棄はそう頻繁には起こらないもので、確率的には低い
- ・仮に千葉県が全国の 180%を生産してしまっても、他が 30 パーセントしか生産できないこともある。1 か所が獲れすぎたから即産地廃棄というわけではない。

Q 2. 野菜の価格（高騰時・低落時・通常時）どのような場合に、最も生産者の手取りが良くなるのか？

- ・産地廃棄＝収入がマイナスという訳ではない。生産者は普段から自主廃棄というものを行っており、自主廃棄を含めると収入は大きく減る。
- ・単価が高いと収入の生産者間での格差が大きくなる。
- ・野菜の出荷量も多く、価格も高い場合が収入としては一番よい。

Q 3. 市場隔離が行われた場合に生産者に交付される補助金（交付金）は、生産者の損失分を十分に補填しているのか？

- ・野菜を産地廃棄せずに有効利用すると補助金が出る。しかし、有効利用には輸送費などお金が別でかかる。これは生産者や J A の負担となる。もし、生産者が何もしないなら補助金は有効なのだが、野菜をそのままにする訳にはいかない。その結果、補助金は有効でない。また、野菜の有効利用も難しい。
- ・例えば「大根 1 ケース（10 本、10kg）とする →この時の補助金は 100 円くらい→運賃で消えてしまう。

データ出典・巻末資料

「群馬県吾妻郡嬭恋村 キャベツ生産農家 佐藤氏」インタビュー

Q 1. 産地廃棄の経験、また生産者としての心情はどのようなものか？

⇒就農して 2 年。ただ、1 年目の収穫最後の畑にて、かなり相場が低いため、一部自主廃棄した経験がある。そのとき、ロータリー（耕うん機）でキャベツを潰すことは、やはり心痛く感じた。春に栽培・出荷計画を立て、種をまき、発芽させ、立派な苗になったら、畑に植え、草や虫や病気から守り、種まきから約 4 カ月後、ようやく出荷する。その過程は、なんか子育てのような感覚を生産者は抱くと思う。個人的には、定植が小学校に上がる段階で、収穫が社会人になる段階のように感じる。そういう想いを込めて栽培・出荷するので、産地廃棄の行為自体は、本当に心痛く感じる。しかし、経営の面から農業を見ると、産地廃棄も安定経営のための一つの手段なのかもしれない…。

Q 2. 産地廃棄をしないための工夫はあるか？

⇒現行での工夫として、特筆すべきことはないが、やはり生産者と農協による栽培・出荷・販売の計画と実行に尽きる。生産者が春に作付計画を出し、農協がそれをもとに全農、卸売会社、加工業者などの流通業者との契約、話し合いを行なう。そして、出荷シーズンに入ると、生産者は前々日に出荷予定数量を農協に報告。それをもとに、全国の各卸売市場に荷を振り分ける（荷が足りない or 過剰になる市場が出ないように）。

Q 3. 緊急需給調整または野菜価格安定制度における補助金は生産者の損失分を十分に補填しているのか？

⇒まず、補助金の制度として、JA 嬭恋村では 3 つ持っている。

- ①価格安定事業
- ②需給調整特別事業
- ③嬭恋村野菜生産安定基金

①各エリアの卸売市場で一定の価格を下回った場合、差額の 70～90%を補てんする。

②いわゆる産地廃棄。長期的に相場が低迷した場合、農協組合員の各農家で、廃棄面積を割り振り、キャベツを潰す。その際、1 ケースあたり 320 円が交付される。しかし、この価格は当然再生産価格を下回っており（個人的な計算だと、1 ケースあたり 600～700 円の手取りで再生産できる）、本来なら値がつかないようなキャベツに対して、「卸売市場では、集荷拒否の禁止」という原則のもと、1 円でもいいから値がつく。でも、さすがに 1 円では再生産どころではないので、補助金によって 320 円は確保される。

③上記①②だけでは、十分に損失の補てんがされないとの考えから、嬭恋村独自に作った基金。資金は生産者の積立金と一部農協の特別積立金。

このような 3 つの補てん制度により、価格暴落した際のリスク軽減をしている。なので、ある程度の安定収入の確保がなされているとっていい。収入が安定しない農家もあるが、それは価

格高騰時に、栽培がうまくいかず出荷量を多く確保できなかつたり、(キャベツは規格品なので) 価格が一番高い L サイズを多く出荷できなかつたりするのが原因。つまり、栽培技術の差が、収入の差につながるようになってきていると思う。

Q 4. 産地廃棄をなくすための野菜の有効利用はどのようなことを行っているか？

国では産地廃棄を減らすための加工品や肥料への野菜の有効利用を促しているが、実際に何か行なっているのか？

⇒輸出。これは、「産地廃棄をなくすため」ではないが、間接的に有効な手段になっていると思う。主に、JA 孺恋村は台湾への輸出をする時があり、それは台湾の主力産地でキャベツが不作になった時。実際は、商社や卸売会社から JA 孺恋村にオファーが来る。もし、オファーが来た時、国内への供給が過剰だった場合、有効な手段になると考えられる。まあ、積極的には何も行なっていないと言っていると思う。

Q 5. 豊作、不作時における生産者の収入の変化は起こるのか？

⇒ただ、我が家に関していえば、やはり豊作貧乏になりやすい。(豊作貧乏の理論は、農業経済学にあるので、ネット検索なんかで一応理解しておくといいかも)

一例をあげると、2005 年は大暴落の年で、平均売上単価が 403 円、翌年の 2006 年はまあまああの年で、631 円。両年とも、出荷量は 9 万ケースくらいなので、収入の差はやはりデカイ…。

データ出典・巻末資料

「ジャスコ津田沼店 農産委任 石田氏」へのインタビュー

Q 1. 今回の例以前に規格外野菜を販売したことがあるか。また、そのうち価格の高騰を受けて規格外野菜の販売に至った例はあるか？

- ・ここまで大々的に行ったことは初めて。きゅうりの値段が上昇したときにきゅうりだけ規格外野菜の販売を行ったりということはあった。今回ここまで大規模に規格外野菜の販売を行ったのは野菜全体の価格が上昇したことがその一因と言える。
- ・今まで大々的に行わなかったのは野菜全体の価格が上昇することがなかったからであり、野菜の一部の価格が上昇しても消費者に与える影響は少なかった。さらには、景気がよい時代においては多少野菜の価格が上昇しても消費者は買っていた。昨今は不景気も影響して野菜と言えども価格が上がると購入を控えてしまうといった現状がある。

Q 2. 今回販売した品目と販売総量、販売日数について。また、規格外野菜を販売して、消費者からどのような反響があったか？

- ・品目：20 品目以上、キャベツ、大根、きゅうり、じゃがいも、にんじん etc.
  - ・日数：一月
- <反響>
- ・安くてよかったという人がいた反面、やはりちゃんとした形の野菜がいいという人もいた。**値段**という意味では喜ばれた。しかし、価格が安定するとあまり触れられなくなった。
  - ・消費者が求めていなければわざわざ販売する必要もない。
  - ・キャベツは見た目が良くても中身がダメでクレームといったことが 5、6 件あった。

Q 3. 規格外野菜の販売を消費者に対してどのように宣伝したか。また、規格外野菜の販売を行うことで客足は増加したか？

- ・イオンの広報担当がマスコミや消費者に向けて情報を提供した。
- ・マスコミとしてはタイムリーだったので食いつきはよかったと思われる。
- ・チラシはイオンリテールとして 1 回だけ。津田沼店などの各店舗ごとには出していない。
- ・全店で行うと規格外野菜の値段が結局上がってしまい、正規品と値段が変わらなくなる。

Q 4. 規格外野菜はどのように集荷したか。また、どこのJAあるいは生産者と連携したか？

・別の人間が行う  
 ・JA、生産者とは提供していない  
 ・市場に出たものを買うのであり、今回のケースは規格外野菜も一般の市場に出回っていた。  
 ・農家も利益を優先するので、キャベツの価格が高かったら次の年に品目をキャベツに変えるといった  
 ことが起こる。そうすると結局キャベツができすぎてしまう。そういったことが起こらないよう、農家の利益最優先の考え方を調整する必要がある。

Q 5. 規格外野菜において販売できるものとできないものの基準はあるのか？

・基準は各JAの基準になってしまい、市場に流出してJAとかちゃんとしたところを通っているものであれば買う。自分たちでは徹底した基準を設けたりせず、調達されたものを売る。

Q 6. 規格外野菜を販売したときに何か問題点はあったか？

・面倒くさい。正規品のキャベツと規格外のキャベツはレジの人はなかなか区別できないので、わかりやすく区別する必要がある。そのために特別な包装をしたりする必要があり、そういったことで混乱した。  
 ・中身が見た目からは判断できない。見た目が良くても中身がダメなことがあり、キャベツにおいてはそういったクレームが5~6件あった。「形は悪いが味は同じ」という形で売り出されているので、そこに偽りがあるということになってしまう。

Q 7. 規格外野菜の値段設定はどのように行うのか。またその値段で規格外野菜を販売することで正規品の売り上げ等に影響はでないのか？

・規格外を販売したことで、正規品の売り上げが3~5割減。しかし、正規品は売れなかったが、売り上げ全体としてはよかった。肉と野菜はどちらかが高くなるとどちらかに流れるということがおこるが、野菜はそういうわけにはいかず、価格が高くなったとはいえ最低限は食べる。それ故に、野菜の相場が上がると売り上げが上がる。  
 ・利益は度外視した。正規品の半値くらいで販売した。(注目されて相場UP→利益取れない)規格外野菜を売るのはアピール、あるいは消費者のため。(オフレコ：正規品を規格外野菜として販売したことも)  
 ・市場にどの規格外野菜が出るかはその日その日によって違い、出勤して初めてわかる  
 ・野菜の価格が高くなったらまず輸入を考えていた。これは今まで価格が高くなったときにも行われていた。しかし、中国産等は絶対に買わないという人もおり、餃子事件があったときなどは安全面から販売しても売れないということもあった。

Q 8. 野菜が豊作すぎて価格が低くなった場合、国としては消費者に対して消費拡大を促す宣伝を行い、消費需要を増加させるという対応を行うことになっているが、価格が低くなった場合はそういった対応を行っているか？

- ・ 広告などは行わなかった。正直宣伝をしてもあまり効果がないように思われ、やはりいくら宣伝しても需要に限りがある。さらに、客のニーズに対して適量を販売することが現場では求められる。
- ・ ばら売りからまとめ売りに変化させたりする。
- ・ 産地でたくさんできたら売れない。産地に行けばいくほど厳しい。
- ・ 農家の人にとっても生活がある。
- ・ 高騰のときは売れなくても単価が高いので売り上げが伸びるのと同様の原理で、価格が低いときは売れなくても単価が低いため売り上げが下がる。
- ・ 価格が低いときはダンボール代も出ない。

データ出典・巻末資料

「株式会社らでいっしゅぼーや 経営企画部 広報担当 益氏」へのインタビュー

Q 1. 宅配サービスの概要について

- ・現在の会員は約 10 万世帯いる。
- ・年会費などは特に積み立ててはいない。
- ・野菜収集における運送費などは生産者の支払いとなる。
- ・野菜の価格が変動（高騰・暴落）しても、販売価格は変わらない。

Q 2. 規格外野菜について

- ・「規格外品にどれくらいの値段をつける？」と生産者に聞くと怒られてしまいかねない。
  - 正規品も規格外品も生産コストは同じ
  - 正規品も規格外品も流通コストは同じ
  - それなのに正規品と規格外品の値段が違うのは生産者にしてみれば嫌なこと
- ・規格外も、例えば、傷があっても味が同じなら正規品と同じ値段で買い取るといったような努力が必要である。それには流通業者の意識改革が必要だと思う。
- ・らでいっしゅぼーやは野菜の規格を広げており、バラにせずに納品している。
  - 生産者は規格外野菜も同じ値段で買い取ってもらえる
  - 仕訳のための人件費がかからない

Q 3. (自分たちの提案する需給調整型宅配サービスの概要を説明して) これを行うとするときの、実務上・運用上の問題点についての指摘

- ・野菜の価格をあまり安くしない方がいい
  - 宮崎産マンゴーなどといった高級品も安いキャベツも流通コストは同じ
  - 前者だったら利益が出るが、後者は距離によっては赤字になる
- ・販売価格に占める流通コストは非常に大きい
  - 流通にどのくらいの費用が掛かるかを把握する必要がある
- ・行政に補助金などで頼るのは難しい
  - 政党が変わったりすると補助が終わったりする
  - できるだけ企業内資金をだけで賄うのがよい

農林水産省大臣官房統計部 「平成18年食品流通段階別価格形成追跡調査結果」

V-5 野菜の集出荷段階での流通経費		(単位：円/100kg)										
野菜	販売収入 ①	集出荷・販売経費 ② (③+④)					その他	販売経費 ④				生産者 受取価格 (①-②+⑤)
		集出荷経費 ③	包装・荷造材料費	選別・荷造労		出荷 運送費		卸売会社 手数料	その他			
				生産者⑤	集出荷団体							
だいごん	10,298	5,135	2,989	893	1,662	(1,653)	434	2,146	1,125	845	176	6,816
にんじん	11,015	5,438	2,829	719	1,476	(1,303)	634	2,608	1,511	913	184	6,880
はくさい	4,589	2,708	1,614	668	583	(583)	363	1,094	635	400	59	2,464
キヤベツ	9,745	4,158	2,248	892	951	(951)	405	1,910	985	812	113	6,538
ほうれんそう	47,594	41,922	34,714	3,738	26,888	(26,888)	4,088	7,209	2,299	3,999	911	32,560
ねぎ	40,548	22,095	15,461	2,847	10,280	(10,010)	2,334	6,634	2,511	3,373	750	28,463
なす	33,008	13,424	8,281	1,807	4,520	(3,269)	1,954	5,142	1,986	2,751	405	22,853
トマト	30,497	10,707	6,048	2,936	1,300	(371)	1,812	4,660	1,793	2,516	351	20,161
きゅうり	24,092	12,669	8,676	1,207	6,148	(5,642)	1,321	3,992	1,456	1,941	595	17,065
ピーマン	36,098	10,149	4,329	1,531	1,692	(1,103)	1,106	5,820	1,962	2,966	892	27,052
さといも	17,816	6,585	3,608	838	1,554	(995)	1,196	2,977	1,312	1,409	256	12,226
たまねぎ	8,770	3,497	1,521	473	385	(141)	663	1,977	1,088	592	297	5,414
レタス	14,688	8,680	5,320	1,633	2,434	(2,412)	1,233	3,360	1,563	1,216	581	8,420
ばれいしょ	12,932	4,757	2,098	755	451	(61)	912	2,659	1,318	1,075	266	8,236
アスパラガス	92,276	32,102	19,488	3,533	9,404	(2,947)	6,551	12,614	3,725	7,570	1,319	63,121
かぼちや	15,119	6,107	2,578	1,041	820	(466)	717	3,529	2,036	1,172	321	9,478
ブロッコリー	30,097	14,153	9,616	2,736	4,362	(4,362)	2,518	4,537	1,675	2,516	346	20,306
にんにく	113,872	43,073	30,376	2,331	20,107	(19,200)	7,938	12,697	1,711	9,156	1,830	89,999
生しいたけ	94,344	41,075	29,134	5,433	18,048	(17,460)	5,603	11,941	2,660	7,922	1,359	70,729
いちご	104,090	36,453	25,280	3,982	16,787	(16,440)	4,511	11,173	2,985	7,288	900	84,077
メロン	71,369	26,360	18,714	2,511	12,697	(12,420)	3,506	7,646	2,197	4,994	455	57,429
果実											0	
みかん	16,767	5,334	2,703	923	392	(25)	1,388	2,631	1,165	1,184	282	11,458
りんご	22,629	9,154	6,013	1,893	1,233	(28)	2,887	3,141	1,919	920	302	13,503
ぶどう	55,719	21,865	14,165	3,210	7,429	(6,921)	3,526	7,700	2,806	3,861	1,033	40,775
なし	22,727	9,024	5,690	1,902	2,153	(826)	1,635	3,335	1,393	1,598	344	14,529

資料：農林水産省大臣官房統計部「平成18年食品流通段階別価格形成追跡調査結果」